

令和6年大崎上島町議会（第4回）定例会会議録（第1号）

1 令和6年12月12日大崎上島町議会定例会が大崎上島町役場に招集された。

2 出席した議員は次のとおりである。

1番	閑田大祐	2番	森若 厳
3番	渡辺年範	4番	浜田幸造
5番	尾尻康二	6番	進藤雅通
7番	水橋直行	8番	森 ルイ
9番	上青木 至	10番	信谷俊樹

3 欠席した議員は次のとおりである。

欠席なし

4 会議録署名議員は次のとおりである。

1番	閑田大祐	2番	森若 厳
----	------	----	-------

5 職務のため会議に出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	宮地丈彦	書記	岡田愛子
--------	------	----	------

6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	谷川正芳	副町長	小田 博
教育長	佐々木智彦	総務課長	坂田 誠
企画課長	竹下良二	税務課長	平道龍二
住民課長	亀井成美	会計課長	岡田貴美
福祉課長	川野義彦	保健衛生課長	川本亮之
地域経営課長	三村竜也	建設課長	藤原通伸
下水道課長	下川 昇	教育課長	山本秀樹

7 議事日程及び付議事件は次のとおりである。

第1	会議録署名議員の指名について
第2	会期の決定について
第3	諸般の報告について
第4	一般質問

8 会議の経過は次のとおりである。

午前9時00分 開会

○議長（信谷俊樹君） おはようございます。

ただいまから令和6年第4回大崎上島町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

○議長（信谷俊樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において閑田大祐議員、森若 巖議員を指名いたします。

○議長（信谷俊樹君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月18日までの7日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、会期は7日間に決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和6年8月から令和6年10月までの例月出納検査の結果報告書が提出されています。

朗読は省略して、報告を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 日程第4、一般質問を行います。

一般質問は、お手元にお配りしたとおりの通告順に行います。

質問時間は1人1時間以内とし、関連質問は認めないこととなっております。

それでは、水橋直行議員の発言を許します。

水橋議員。

○7番（水橋直行君） おはようございます。

本日、第1問目の一般質問をさせていただきます。

一般質問の内容ですが、有害鳥獣の現状及び今後の対応について問いますということなのですが、ここ最近の話でなんですけれども、ニュース等々でにぎやかしとることなんです、2018年、北海道の砂川市、行政からの要請でヒグマの駆除をしたんですが、その要請されたにもかかわらず、県の公安委員会に所持許可証を取り消された問題が裁判になっております。その一審は、それが不当という判決が出たんですが、その二審で有罪と

ということで取消し、真つ当ですということで取消し判決が出てます。その駆除、要請の在り方について今問題になっているんですが、その判例もですし、もう一つ、駆除の報酬の低さを理由に熊の出没時の対応を辞退するニュースというのも今年5月にあったと思います。

我が町では、熊の出没例もありませんし、担当課、友好的な関係を築いていただいて、猟友会とも良好な関係を取っていますので、この手の問題が大きな問題として上がったことはありませんが、イノシシやカワウ、近年は鹿の出没で農作物や漁業への被害が多数聞かれています。また、民間付近での目撃情報も多数聞かれ、町から猟友会へ駆除要請もしていると思うのですが、その実績、実例、これからの対応を含めて聞きたいと思います。

分かりやすいように1つずつ聞きたいんですが、まず1点目、どんな場合に猟友会へ出動要請を行いますか。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（三村竜也君） 水橋議員の質問にお答えします。

どんな場合に猟友会へ出動要請を行うかということですが、現在、出動要請を行う場合、猟友会から推薦を受けた方で構成される有害鳥獣駆除対策協議会の駆除班に要請を行う場合と、町長が猟友会の中から委嘱した鳥獣被害対策実施隊に出動要請を行う場合があります。

各区から要望書によりイノシシの駆除の依頼があった場合やカワウの駆除につきましても、協議会から駆除班に一斉駆除の要請を行い、住民の方から農地などのイノシシの駆除の依頼があった場合には、町から実施隊員に確認や駆除の要請をしているところです。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） その要請したときの1回当たりの出動費というものは存在しますか。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（三村竜也君） 1回当たりの出動費についてですが、駆除班に一斉駆除を依頼した場合は、1日出動の場合は9,000円、半日出動の場合は4,500円を協議会からお支払いをしております。

また、実施隊員につきましても、要請ごとではなくて、条例により年額1万2,300円の報酬をお支払いをしています。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 1回当たりの出勤費とは別に、その出勤するためにかかる経費等々を含めて、銃器やわなを準備するとか、駆除をするために犬を飼って、猟犬を飼ったりする費用等々が、飼育費用等々もあつたりすると思うんですが、それはこの中に含まれてますか、どのように考えとってですか。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（三村竜也君） わな等の捕獲器具の購入については、購入費の2分の1、上限2万円の補助をしております。また、修繕については、修繕費用の2分の1、上限1万円を補助しているところです。

また、銃器については、狩猟免許取得及び更新手数料を全額補助しているところですが、その他銃器に関する維持費、または猟犬の飼育費用については現在支援制度がないのが現状です。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 猟に行った場合、山に行つて転落等々の事故があつたり、獣に襲われて、けがをしたりする等々、まさかの事故があることがあるとは思いますが、そのときの補償についてはどのようになっていますか。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（三村竜也君） 実施隊として要請、活動した場合は、地方公務員法の規定により、非常勤の特別職となり、広島県市町の非常勤職員の公務災害補償により対応をしているところです。

駆除班に一斉駆除を要請した場合については、公務災害補償で対応できず、それぞれが加入されている保険での対応となっているのが現状ですので、駆除班の対応については早急に検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） まさに今回問題になった砂川市のケースのように、行政や警察から依頼があり、これ実際は現場では実際に鉄砲を発砲された方が、ほんまにこんなところで撃つてええんかというのを再三のやり取りをした結果、行政側、警察から、もう危ない

んで、とにかく撃ってくれという依頼の下、撃ったようなんですが、結果として今回の取消し相当のようなことが起きているんですけれども、そうならないためにも県や警察と行政とでの話し合いというか、対応、協議というのはされていますか。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（三村竜也君） 町や警察から駆除を要請した場合なんですが、銃器の取扱いについて、これまで県や警察と協議した実績はございませんが、ご指摘のような状況が起こらないように、今後、県や警察と協議をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） ここまで1個ずつ質問させていただいたんですが、ちょっと最後の質問、最後の部分の質問する前に、この中の内容について1個ずつ確認したいんですけれども。

出動要請を行って、日当等々を払ってますよというのがあるんですけれども、実際に町からの依頼で、被害があるようなことがあるんでちょっと見に来てくれとかという見回り要請があつてみたりとか、道路の上に車でひかれたりした等々の死体の除去等も、道路の上に関しては維持業務で委託業者にてお願いしていると思うんですが、それが道路からちょっとでも外れた場合には、民地等々になると行政では対応できない場合にも猟友会にお願いしていたりすると思うのですが、その辺に対しては出動としてみなしているんでしょうか。まだ無報酬でボランティアとしてやっていたらいるんでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（三村竜也君） 民地で有害鳥獣の死体があつて処理をしてもらうという場合には、特に報酬等は今現在、発生していない状況です。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） この場合も、今、良好な関係を保ってくれているので、快く多分やってくれていると僕は聞いているんですが、そういう認識で今のところ問題ないですか。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（三村竜也君） 猟友会の皆さんとは常に意見交換をさせていただきながら、有害鳥獣の駆除等もさせていただいていると思っております。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） この問題も今課長が言われたとおりに、僕が聞いている限りでも良好な関係を築いた上でやっているの、大きく不満を聞くことも確かにないんですけども、ただ、これは最後の項目の質問にもちょっと係るんですけど、今後、今現状で自分の仕事を持っておられる方が仕事の途中でもちょっと時間をつくってくれて処理してくれたりとか、見に行ってくれたりとかしている現状があると思うんです。その中でも今後、それが継続してできる状態にあるかどうかというのも分からないと思うので、その辺も活動としてやりやすいような形も、今後のためにもいろいろ検討していただきたいなと思います。

でなんですが、実際に今まででそのやり取りの中で僕が耳にしたことがある事象なんですけども、町から依頼をし、駆除をしに行きました。それは町民からの依頼で駆除をされたんですが、駆除を終わった後に、ある議員さんから、鉄砲を持って歩きよる人がおる、危ない、音がする、危ないというてクレームが来たりしたことがあると思うんですよ。こういうことが、実際に今の今回の砂川市の状態と一緒に、自分らは町の安全のために一生懸命やってくれとるはずなんですけども、動物愛護という観点からいろいろな意見があるのはあるんだろうとは思いますが、町として町民の安全・安心を守るために猟友会の方にお願ひしましたといった場合に、議員のほうからそんなクレームが来たときに、そのとき口にしたのは、あがなことをされるんなら、駆除なんかできるかいという言葉聞いたこともあるんですけど、そういうときの対応って何か考えとってですかというか、対応はなかなか難しいんかも分らんけど、その辺についてどういう思いがあったりしますか。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（三村竜也君） 有害鳥獣を駆除するに当たって、猟友会の皆様のご協力は欠かせないものと思っております。銃を持つての駆除等も行いますので、住民の方が怖い思いをされるということもあるかもしれませんが、今後、有害鳥獣駆除班、実施隊の活動に関しまして広報等で活動内容を皆さんに周知して、こういうことをやっているんだということを周知して、安全性等も伝えていけたらなと思っております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 今の点について、ちょっと町長にお伺いしたいんですけど、町長が区長時代にも同じように依頼をかけて、地域にイノシシが出てくるので危ないので駆除

をしてくれということで、僕の記憶では2回あった、もっとあったかも分らないですけど、僕の記憶では2回あったと思うんですが。そういうときにも、町長はそのときにわざわざ朝来てくれて、お願いしますということでちゃんとお願いもしてくれて、みんなが気持ちよくさせてもらったのをしたんですが、実際に今現状、町長という立場ですけども、その駆除が実際に協力する上で一生懸命やっている方々に対して、もっとやりやすい状態はつくっていただきたいと思うんですけども、今担当課長が言われたように、啓発活動等々もして、もっと理解を深めていかにゃあいけんねというのをもするのも含めてですけども、町長の気持ちとしてどんな思いがありますか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 失礼いたしました。水橋議員のご質問にお答えします。

2年間、盛谷区長という立場で、小学校の安全という意味も含めて駆除をお願いしたということが2回、3回も結果的にはありました。そのときには、区長として注意して、また町のほうにもお願いしたのは、放送もしていただいて、かつそれで足りなかったら、区の回覧のほうでそれを周知徹底して、いつ駆除をするということで協力もいただいてというような、注意喚起も含めてというやり方を取っておりまして、多分、今、区長の皆様もできるだけそういう形は取られておられると聞いております。

あとさらにとということで、先ほど課長が申しましたように、広報でこんな仕事をして、区長の要望だけじゃなくて、住民の要望に対しても対応してくれてますよというような話は周知して、またそれぐらい皆さん協力してもらっているということを知っていただくというのは最低限必要だと思っております。

あと逆に、この猟友会と大崎上島での活動のひな形は、今県がその外郭団体をつくって、人件費をもって対応するという制度をつくっておるんですけども、それよりも我が町のやり方、ボランティア的なところもどうしても必要な部分はあったんですけども、良好な関係で、かつ的確に必要なに応じてやっていただいているというものは、県の仕組みよりも数段この町のほうが進んでいるという形になっております。

ですから、大崎方式という感じに近い非常にいいやり方なんで、先ほど課長も申しましたように、意見交換会もやっておりますので、より一層、必要なものはそれに応じて対応していくという気持ちで、ぜひ今の猟友会との関係、特に人材の確保というようなところも含めて対応を一緒にしていきたいというふうに常に考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） さっきから何回も言わせてもらいうるように、良好な関係が今現状あると僕も思いますので、これを継続して、もっとやりやすいようにしていただきたいと思います。

1個、事例なんですけれども、以前、ちょっと何年前かはっきり覚えんですが、コロナ前だったと思うんですけども、ちょうどこの砂川市の問題があった頃の話で、町内のある施設の中にイノシシが頻発するということで町のほうに相談があり、町に先にあったのか、猟友会に先にあったのか、ちょっとその時系列がはっきりしないですが、相談があり、町とも一緒に猟友会、町とその企業の方とその対応についていろいろ話し合う中で、実際にその企業の方は、その事業所内の人払いはしっかりできます、しますという条件の下、駆除をしてもらえないかなということの話を猟友会代表四、五名と、役場の当時の課長と担当者二、三名とその企業としたことがあるんですが、実際としてはこの事例の下、もしこういう場所で撃った場合に、後から、それも結果、行政からの依頼をかけたという形にしたと思うんですけど、そのとき。実際にここで鉄砲を撃ってしまった後から、取消しだとか処分を受けるようなことがあった場合に、その対応はできないよという結論になって、その企業というか、その事業所の中にわなを仕掛けたりして対応して、何とか捕ったことがあるんですけども、それは事例としてなんですけど、そういうことがあったんですが、今現在、町なかに特に夕方以降なんですけど、昼間も含めて、イノシシの出現、鹿の出現を多数耳にするし、僕自身も目にするのですが、同じような状況になった場合に、人がそばにおる場合は当然できないと思うんですけども、そこそこちゃんと安全な距離を保てたり、人払いができたりする条件の中で駆除が今できるかどうかって、例えば問うたときには、分かりませんとしか言えないと思うんですけども、それがちゃんと対応できるような検討を、町の中でもそうですし、実際に警察、県、公安委員会との具体的な、今のような具体的な例も挙げながらですけど、しっかり方向性としてこう行きましようというのを町としての方向性を持っていただきたいんですけど、そういう動きというのは可能ですか。動きとしてですけど。結果が、それは動きをした結果としてなんで、それができるかどうかという意味じゃないんですけど、そういうちゃんと町としての方針を決めるような動きというのは可能でしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（三村竜也君） 今のご質問についてですけども、現状、県や警察と協

議した実績はないと先ほど申しましたが、そういう事例があったときに、現在だったらすぐ対応できず、その場で相談してどうするかというような、ちょっとタイムロス、時間がかかってしまうような状況がありますので、今後しっかりそこは県、警察等と協議しながら、マニュアル等も作成も考えながら検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 何度も言うんですが、良好な関係を今築いているので、これを崩してほしくないためになんですけれども、今、全国的にも猟友会のメンバーというのは高齢化が進んできて、鉄砲の所持許可というのを実際にもう返納される方も増えてきて、成り手不足に悩んでいます。実際に、この町も同じような状況にあると思うのですが、今現在、イノシシや鹿、例えば鶉であったり、いろんな被害があったり、農作物や漁業に対しての被害があったり、人的被害も起こりかねない状態に今現状あるんですが、その成り手不足で人がどんどん減ってくる中で、幾ら良好な関係があったとはいえ、人的不足があれば、対応したいときにもタイムリーな対応ができない。結果として、町民の方の安心を害したり、財産を害したりする結果がどんどん大きくなっていく懸念が今はあります。

その上でですけども、今これから町の駆除活動等々を含めて、町民の安心・安全を守るために、今結構前向きないろいろ答弁をいただいたと思うんですけども、いま一度ですけど、どのように考えて対応していくかということをお伺いしていいですか。

○議長（信谷俊樹君） 誰に答弁さすの。町長にさすん。

○7番（水橋直行君） もうどっちでも。できるほうにしてもらえればいいです。

○議長（信谷俊樹君） 誰でもじゃけえ、町長するじゃろう。

町長。

○町長（谷川正芳君） 水橋議員の質問にお答えいたします。

区長時代等を含めて、今自分が家の周りということでイノシシが出ている状態だったときに、どういう思いを持ってそれと接しているかということがちょっと参考になればと思います。

といいますのが、区長のとき、3回駆除をしていただいたときに、鉄砲で上に向けて撃つということはできんのですかというて聞いてみたんですね。そうすると、300メートル以内に住宅があるところでは、その範囲内は撃てない。山に向かって誰もおらんかって無理なんですかというたら、それは法律上難しいというふうに言われて、じゃあ、わな

をできるだけ使っていただけませんか、箱わなじゃなくて普通のいわゆるわなですよ。ただ、そこには箱わなには、もう親イノシシが慣れたからなかなか入らなくなっていて、若い本当の瓜坊が大きくなったのが入っているぐらいの形で、本当に捕まえたいのにはなかなかわなでも箱わなは難しいと。そういったとき、普通のその通り道、獣道に仕掛けるわなでやると、ただ、捕まりやすくて捕獲、かなりそっちのほうが進んでました。ただ、それを処理するには、猟友会の方が来て、やっぱりその殺し方があって、苦しめないような形で、やいばのようなものを作ってやられると。ただ、危険は伴うと。おりだったら、必ずこっちへ来ないけれども、そうでなく、縛っているやつだと危ないから、その危ない中で何かいい方法をやってもらったら助かるなという声は聞きました。

ですから、先ほど課長も申しましたように、意見交換をしながらどういうやり方がいいかといったときに、単に銃で追うだけではなくて、何かの代替法があるとしても、その危険性を十分配慮して、保険の手当てをどうするかとかというところを拡充していけば、多少は緩和できるのではなかろうかというふうに思っているんで、そこは答えが今これだというのが全国を見てもなかなかないんで、大崎の中で知恵を出し合ってそれを進めていって、いいものにしていってもらおうということで、行政も協力できることは協力するという形が取れればと思っております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 今、町長に答弁にいただいたように、まさかのときの手厚い保護をしてもらうのもすごいありがたい話なんですけど、さっきの質問の中で一つあったと思うんですけど、今の言うわなを買う費用だったり、整備する費用であったり、箱わな、今の言うワイヤーでやるくくりわな等々あると思うんですけど、その費用も結局自分らで楽しみとしてやりようの部分であれば、当然自分らでやるべきだと思うんですけど、猟期というのは11月15日から2月15日でしたかね、全国一律。状況に応じて県の判断により、それを15日だったり1か月だったり延ばしたりするということで、後ろが多少各県によって違うんですけど、それ以外は趣味でも何でもなく、行政の一員として依頼を受けて出動したりして駆除等々、町の方の安全を守っていただいています。その器財等々とも含めてですし、猟をするためには、生き物、猟犬ですけども、を飼ったりしないといけない。その費用もさることながら、手間もすごいと思うんですよ。その辺にもぜひ目を向けていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それで、一応今回のこの質問の部分としては、大筋この内容なんですけれども、1点、最近ちょっと猟友会、猟友会というか、その猟の中で問題が起こってる点でなんですけれども、こういう活動をする上でいろいろ障害があるのが今言う人手不足であったり、お金がかかったり、安全だったりというのがあるんですが、そのやりやすい場所、やりやすい場所というのもあるんですけど、動きやすい、活動がしやすいようにしてほしいという部分が1点、お願いというか、検討というかなんですけれども。

もうつい最近の話なんですけど、他県のハンターの方が、今は猟期なので、猟をしに来られて、今、耕作放棄地等々の中であっても、フェンスをずっと囲って入れないような状態にしているところで、これはそれぞれ地主さんの考え方ですが、そこの中に入ってきたくない、何か違うことを考えておるんで、やって踏み荒らしてほしくないという方も当然あります。当然、そういうところがイノシシの巣窟にもなりかねないので、ぜひぜひ駆除をしてくれという、駆除というか、猟に対しての好意的な方も当然、それはいろいろ考え方があって当たり前だと思うんで、そこは全く問題ではないんですが、いろんな方がおる中で、地主さんがやるな、入るなと言ったにもかかわらず、その他県の方が、当該の方が、そこにやるなと言ったにもかかわらず、犬を入れてハンティングをした上で、ちょっと問題になって、農林のほうから一応調査が来たりした事例があるんですけれども、実際に猟期は、その自分らが行く人らはそれぞれ個人でやることなので、それぞれがその地主さん等々と話し合い等を設けて行っていくというのが別に問題があるわけじゃないと思うんですが、今言う駆除期に関しては、大半が駆除期なんですけれども、実際にそういう地主さんがいる場所も駆除の対象地域になって駆除をしています。町の中で、猟期であってもそういう関係性を崩すようなことがあれば、今後駆除がしにくい状況になりかねない状態が起きています。

そういうところに対してなんですけど、そういうところというか、それぞれに対してなんですけども、町も実際にそういう不法侵入になるんで、恐らく違法行為にもなるんじゃないかと思うんですけど、いうようなしつかり喚起、注意、取締りも含めてしていただくとか、実際にその農家さん等々の話し合いの中で、こういう状況があるんだけど、どう対応していこうかな、もっと猟友会の方、猟というか、駆除をしていただいていいかなという話し合いもしつかり設けていただいた上で、駆除のしやすいというか、駆除ができる環境をつくっていただきたいと思うんですけども、その辺の対応っていうのは考えられていますか。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員、話をまとめてくれる。あっちへ行ったり、こっちへふらふらふらふらしょうるけど。話を。

○7番（水橋直行君） いや、1つ。

○議長（信谷俊樹君） この質問の中にないで、項目の中に。あるとしたら一番最後。

○7番（水橋直行君） すいません、すいません。この質問の中の猟についてどう考えている、駆除について考えているか、それをちゃんとしてほしいという内容なので、この内容そのものなんですけど、どういうふうに違うんでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） それは、町長がさっき答弁したようなこと、結論はそうなんじゃろうと思うけども。

○7番（水橋直行君） いや、それは今言う状況、今言うお金の問題であつたりとかの話をしよただけで、その今後のやりやすい状況にしてほしいという話の問題をまとめて言うだけなので、何が違うんでしょうか。逆にそういう突っ込みを議長の立場でそういうのをするのをやめてください。

○議長（信谷俊樹君） 逆に言います、じゃあ。

どこにその問題、よその県から来たけんというて、この分に対してどこの中で。

○7番（水橋直行君） この中で細かい事例があるので、こういう状態があるので、それについてどう対応しますかという話をしよんです。

○議長（信谷俊樹君） いや、細かい事例だったら、砂川さんのところの話の中で言うんならええよ。

○7番（水橋直行君） いや、町の大崎上島町の中ですよ。

○議長（信谷俊樹君） いや、砂川さんとこのことを言いながら。

○7番（水橋直行君） いや、ほいじゃけえ、砂川市のことですけど、町の中で言よんですよ。

○議長（信谷俊樹君） 話をまとめて。

○7番（水橋直行君） いや、まとめて今。まとめて質問した後に、わざわざクレームを入れるほうがおかしいと思うんですが。それ越権行為ですよ、やりようること。

○議長（信谷俊樹君） 分かりました。もうあんたとはもうこれで終わり。

はい、どうぞ。

副町長。

○副町長（小田 博君） 先ほどの質問にお答えをいたします。

島外からいろいろ狩猟に来られている方がいろいろなことをされてるというのは、耳に入ったりもしておりますけど、それに個別に対応するのは、現実、後追いになってしまうというふうに思っております。今の本町の有害鳥獣対策も考えると、農業被害とか漁業被害とか、その分についての被害防除の一環として行っているわけですが、けれども、猟友会の人には本当に多くの時間を割いていただいて、本当に感謝をしております。

また、議員のご指摘のとおり有害鳥獣対策には多くの課題がございます、課長より状況を説明いたしましたけども、担い手の減少、これも大きな課題だろうと思っております。これまで担い手がないということで、わななんかの免許の取得についての方策なども取ってまいりましたが、なかなか進んでいないという状況もございます。今後もそのことも含めまして、皆さんのボランティア精神に頼るだけではなくて、いかにして安全に活動していただけるか、その方策について今後も猟友会の皆さんとも検討し、さっき言われた啓発等についても今後行っていきたい、そのように考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 今も言ったとおりなんですが、全体的に今実際に駆除をしていく上でいろいろ弊害なところがあったり、金銭的な話もあったり、人手不足があったり等々、町の中でせつかく良好な関係をつくったにもかかわらず、いろいろよそからの外乱もあったりすると、その関係性まで壊れかねない状況もあったりするので、その辺も踏まえた、答弁いただいたような内容も当然含めてですが、一番はやっぱり町民の安心・安全が一番だと思いますので、その中で協力していただいている猟友会の方々も安全に安心して活動ができるような状態をできる限り協力していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

終わります。

○議長（信谷俊樹君） これで水橋直行議員の一般質問を終わります。

森議員。

○8番（森 ルイ君） すいません。ただいま水橋議員の質問の中で、ある議員がクレームを入れたという話があったんですが、それがもし私のことであれば、クレームではなくて、意見を伝えたまでなので、そこは訂正をして謝罪を求めます。

○議長（信谷俊樹君） 手を挙げて、動議にして、それはもう専門でやってください。動

議で。

今の森議員の発言に対して、渡辺委員長、どういうふうにいたします。議運の委員長として、今の動議が出たのについてどういうふうな対応をするのか。暫時休憩して。

○3番（渡辺年範君） ちょっと休憩してください。

○議長（信谷俊樹君） 暫時休憩をいたします。

どのぐらい時間かかる。今動議じゃけん、先にやらにゃあ。

○3番（渡辺年範君） 後でいいですか。

○議長（信谷俊樹君） いや、動議じゃけ、最初にやらにゃあ。じゃけえ、何分休憩をするかという。

○3番（渡辺年範君） じゃあ、ちょっと10分ほど休憩してください。

○議長（信谷俊樹君） 9時50分から再開いたします。

午前9時38分 休憩

午前9時52分 再開

○議長（信谷俊樹君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

先ほどの森議員からの動議の申出がありましたけども、動議の対象とならない、不適切発言のところまでは至らないという結論にいたしましたので、そういうふうに森議員にお伝えいたします。

いいですか、森議員。

ごめん。答弁するところじゃないけん、簡潔にだけ1回だけ受けます。簡潔に1回だけ受けます。

○8番（森 ルイ君） 私が町に申入れをした件について、事実を確認させていただきたいんですけども。

○議長（信谷俊樹君） それはどうぞやってください。

○8番（森 ルイ君） 地域経営課長が替わる前の坂田さん……。

○議長（信谷俊樹君） いやいや、それは自分でちゃんと調べて文章でください。

○8番（森 ルイ君） それはクレームを言ったかどうかというところだけは確認したいんですが。

○議長（信谷俊樹君） いやいや、申し訳ないけど。ちょっと待ってよ。言うたけえって、言わなかったけえって、今分からないんでね。

○1番（閑田大祐君） 議事日程と関係のないことは後でやるようにちゃんと言うてくだ

さい。

○議長（信谷俊樹君） じゃけん、申し訳ないけど、そういうふうにしてください。後で調べて自分でください、文章をください。分かりました。はい、分かったようなので。

続いて、渡辺年範議員の発言を許します。

渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） 改めましておはようございます。よろしく願いいたします。

今日は、1問、小学校の現状と統合についてということをお伺いいたしたいと思えます。

3小学校の現状と統合の予定について問うということで、児童の減少により東野小学校及び木江小学校は、余儀なく複式学級になっている。私は、必ずしも複式学級を否定するものではない。しかし、それは複式学級を回避できない地理的条件などがある場合であり、複式学級を回避できる方法があるなら回避すべきであると考えております。大崎上島町は回避できる条件があります。保護者には、複式学級の存続を望む人もいれば、一般学級への統合を望む人もいます。保護者の意見も大事だと思うが、それよりも子供の成長にとって何が大事か、何が最善かを考えるべきであると思えます。小学校6年間の経験は、子供にとって貴重な時間であります。同級生の男子同士あるいは女子同士が2人ないし3人しかいないという状況はどうなのか。9人の同級生のうち、男子が1人のクラスがあったと聞くと、男の子の遊びと女子の遊びは違ってくると思われる。教育上、それでよいのか、疑問であります。

確かに複式学級はデメリットだけでなくメリットもあります。しかし、一般学級にもメリットがあり、デメリットがあります。したがって、メリット、デメリットを言い合っても何の意味もないと思えます。複式学級のメリットの主張は、複式学級の存続の言い訳でしかなく、一般学級の否定につながると思っております。なぜなら、一般学級を複式学級にはできないからです。確かに地域に学校がなくなると子供の声が聞こえなくなり寂しい、あるいは地域が寂れるという声も聞きます。しかし、こうした大人のノスタルジーは地域エゴにしか聞こえません。考慮されなければならないのは、子供の成長にとって何が一番大切かであると思えます。

そこで、問います。

小学校の学年別人数と複式か否かを問います。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（山本秀樹君） 渡辺議員の質問にお答えします。

先ほどの質問の3小学校の学年別人数と複式学級か否かとの質問につきましては、令和6年12月1日現在ですが、大崎小学校の児童数は第1学年22名、第2学年17人、第3学年26人、第4学年18人、第5学年19人、第6学年23人、合計125人の児童数で、複式学級はありません。

次に、東野小学校の児童数ですが、第1学年7人、第2学年5人、第3学年4人、第4学年8人、第5学年5人、第6学年7人、合計36人の児童数で、第3学年と第4学年及び第5学年と第6学年が複式学級です。

次に、木江小学校の児童数ですが、第1学年3人、第2学年5人、第3学年は在籍生徒数はおりません。第4学年5人、第5学年4人、第6学年3人、合計20人の児童数で、第1学年と第2学年及び第5学年と第6学年が複式学級です。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） ちょっと驚くような数字であります。現実的にこの数字を町民の方が知らない方が多いのではないかという思いがしております。

というのも、この間、東野地区の方なんですけども、30年ほど前に教育委員会に要望されていた方なんですけども、その方も今36名の小学校の人数しかいないんですよと言いましたら、びっくりしておられまして、100人ぐらいまだおるんかと思っと思ったという言い方をされて、大分今の現状と昔の方の感覚がずれているということは感じられました。

私自身も子育てから離れて30年ぐらいになります。そして、あいにく子供も孫もいませんので、小学生の保護者の気持ちとか感覚とかというのが随分私自身もずれておりました、肌を感じてなかったことがあって、今こういう質問をするのが遅れたといいますか、いう現状であります。その辺については深く反省しております。もっと早くこの一般質問をすべきではなかったかという思いにかられております。

そういうことで、今の現状を一般の町民の方が知られていると思われませんか、教育委員会としては。現状の把握を一般の市民がどのように捉えているか、考えたことはありますか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（山本秀樹君） 先ほども申しました人数について、正式などいいますか、詳

細な数字について住民の方は理解しているといいますか、分かっている方は少ないかもしれませんが、各小学校の人数が減っていると、そういった近い数字のことは地元、特に今は旧3町ごとに小学校が1つありますので、そういったところは、少なくなっているというところは認識しているものと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） 分かりました。あまり知られてない状況なんじゃなという思いがしておりますので、もうちょっと広げてみても仕方がないという言い方をしてはあれなんじゃけども、解決の方法、どうすればいいかという問題提起にはなると思います。

では次に、次の質問に移ります。

2番でなくて、3番を先にお答えください。

町の考える複式学級及び一般学級のメリット、デメリットをどのように考えているか、お答えください。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（山本秀樹君） 町の考える複式学級及び一般学級のメリット、デメリットですが、複式学級のメリットにつきましては、児童が少数のため、教師が児童一人一人に対してきめ細かい指導が行えるとともに、児童の主体的な学び合いの学習ができ、自主性の向上が図れることなどが考えられます。一方、複式学級のデメリットにつきましては、児童が少数のため、多様な個性を持つ他者と関わる機会が少ないことなどが考えられると思います。

また、通常学級のメリットといたしましては、複式学級と比べると同学年の児童数が多いため多様な交流が図れることなどが考えられ、一方、通常学級のデメリットについては、児童数が多いため、複式学級と比べ一人一人に対するきめ細かい個別指導が難しくなることがあることなどが考えられます。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） 複式学級のメリットとして、きめ細かな教育ができる、個性を生かしたきめ細かな教育ができるというメリットだと言われるんですけども、それでは一般学級においてはそういう教育はできないんですか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（山本秀樹君） メリット、デメリットについては、これは一般的に言われる

ことでありまして、一般的には大人数よりも少ない人数のほうがきめ細かい指導が行えるというふうに言われているということで、それを全て否定するものではございません。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） よく保護者の方が、少人数になった場合にはきめ細かな教育ができるから、後、聞きますけど、そのほうが勉強がはかどっていいんだ、学力が上がるんだという意見もありますね。しかし、こういう意見は、やはり私はその保護者のエゴだと思うんです。いうのが、じゃ、複式学級の場合はきめ細かにできて、ちょっと最近言葉が出んのですが、細かいのができて……。ごめんなさい。それなんで、ちょっとごめんなさい。

じゃあ、次行きます。ちょっとまた思い出します、はい。

複式学級における保護者の声をお願いいたします。

○教育課長（山本秀樹君） 2点目。

○3番（渡辺年範君） はい、2点目。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（山本秀樹君） 複式学級における保護者の声についてですけども、直接、保護者の声は聞き及んでおりませんが、先ほどのことも踏まえ、様々な思いをお持ちだと思います。このたび設置いたします大崎上島町小学校規模適正化検討委員会において、各学校や園、その保護者代表の方に検討委員会の委員になっていただきますので、その中で保護者の方の思いや意見をお聞かせいただけるものと考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） 先ほど言いましたように、保護者の方が複式学級でメリットと言われる多くの部分が、個人的に学習をされるんで、学習塾に行っているようなもんだという発言もされている方もおられるんです。じゃあ、そういう感覚で捉えている保護者の方もおりますけれども、それじゃあ一般学級ではそういうことができるのかといえば、全くできないわけで、だから私としては複式学級のメリットをもって複式学級を続けるんだという意見は、いいわけにすぎないんじゃないかという思いはしております。

それと、保護者の声は直接聞いてないんですか。今、個人的には聞いてないんですか。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員、何に対しての個人的な意見を聞いてないかというの

が。

○3番（渡辺年範君） 複式学級に対しての個々の保護者の意見は聞いてないんですか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（山本秀樹君） 直接といいますか、教育委員会への直接、公式的にそういった話というのは私は聞いておりません。ただ、今の統合のメリット、メリットというか、統合するじゃないかという、その方の思いは話しされているんだろうなとは思いますが、公式的には教育委員会のほうでは伺っておりません。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） それでは、全然複式学級がいいとか悪いとか、賛成とか反対とかという統計とか、保護者のアンケートとかというのは一切取ってないということですか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（山本秀樹君） そういったアンケートは今は取っておりません。この適正化委員会の方向を踏まえながら、そういったところは進んでいくのかなと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） 今、適正化委員会と言われたのですが、私の次の質問で、統合に向かうのか否か、そして統合を考えているのなら、その計画の予定はということに係ってくるんだと思うのですが、もう一度、その4と5を併せて答弁をお願いします。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（山本秀樹君） 4点目の統合に向かうのか否か、5点目の統合を考えているのなら、その計画及び予定はとの質問についてですが、教育委員会といたしましては、統合するとかしないとかではなく、まず統合を検討する局面というのは、どういう基準で統合するのかということをお示ししていただくなど、小学校の適正な規模及び配置に関する基本的な考え方に関する事項等について、先ほどから申しております検討委員会において審議し、答申していただきます。その設置後、少子化に伴う教育の在り方についてを進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） それでは、いまだに統合するかどうか、町としては考えていない、これから検討委員会で考えていくという話なんだけれども、今のこの現状で、まだその認識なんですかという、私は思いがします。見てください、この子供のさっき言われた

人数。私もその本文で言ったように、同級生が2人あるいは3人なんです。一番ひどいときには、さっき書いたように、9人クラスの中で男の子が1人、女の子があと8人、その中で6年間過ごすんです。こういった状況の中で、本当に子供にとってそれがいい環境なのかどうかということの本気で考えた場合に、私の考えて古いんかどうか分かりませんが、普通考えたらちょっと違うんじゃないかという思いがするんです。今から検討するという話なんですけども、もう一回お願いします。どういう内容で、どういう方向性で考えていくのか、もう一度お願いいたします。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（山本秀樹君） 再度申し上げます。

統合するとかしないとかではなくて、統合を検討する局面というのはどういった基準、どういう基準で統合するのかということを示していただくなどしまして、小学校の適正な規模及び配置に関する基本的な考え方に関する事項について、その検討委員会において審議して、答申していただくということを踏まえて、答申ですから、それを踏まえて少子化に伴う教育の在り方についてを町として進めていきたいということです。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） 町長にお伺いします。

今言われたように、これから検討していく話なんですけども、私これ政治決断でできる問題じゃないかと思っております。いや、町長がこの状況で、まだいいんだ、まだ先、統合しなくても複式学級のまま、このまま小学校の生徒が少なくなってもこの状況が続けていくんだという判断であるならば、今のこれから検討委員会をつくって、何年か先に統合すればいいでしょうというような感覚でおられるなら、それでいいんですけども、私としてはこの危機的な状況において、子供にとって何か大切かということをおもったときに、一刻でも早く決断すべき事案ではないかという思いがするんで、その辺の町長の思いをお伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 渡辺議員のご質問にお答えします。

もう政治的に判断すべきではないかというお答えには、昨年9月に私は、統合ありきではなく、要するに現場の意見も地域の意見も含めていろいろ議論するために総合教育会議というものを立ち上げて、今まで3回議論をさせていただいています。その要旨として、今日説明をいただいている今の小学校規模適正化検討委員会という中で具体的にその生徒

数、また地域の人口の問題、実は、何度も繰り返しになりますが、第3次長期総合計画というものを今つくっております。その中で、小学校だけではなく、全ての人口のビジョンについても検討を加えております。その整合性を取りながらという気持ちは私は持っております。ということは、まだ政治判断するには材料が足りないというふうに思っております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） また、うまいこと逃げられたという感覚はしますけども。確かに民主主義ですから時間はかかります。手間暇かかります。段階が要ります。そして、その理由づけが要ります。その辺は分かります。検討委員会をつくって、それで手続を踏んでやっていかなければならないことは重々理解しております。これは民主主義ですからね。だけれども、その民主主義を進めていく上でも、現実的にこの小学生の複式学級の在り方あるいは人数を見て、ある程度町が方向性を決めてその検討委員会を進めていかなければ、検討委員会は進むと思いますか。その辺のこと考えてほしいと思いますが。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

総合教育会議の中で申し上げたことなんですけれども、教育委員会の今の新体制の中で考えて、まず方向性を見いだすということを考えていただきたい。なぜそういう言い方をしたかとする、政治的決断とか地域の事情だけで決めるのではなくて、今、教育の実態というものが一番分かった人たちでまず議論をしていただきたい。全国学力テストの結果を皆様ご存じだと思いますけれども、小学校、中学校とも県内で一番トップを何年も続けております。実際、それとあと、他市町の教育設備、学校関係を見ても、新教育長のお話によると、非常に教育の島というだけあって、ちゃんとした形を整えておるということで、環境あるいはその今の学力、それは非常によその市町には決して負けてない非常にいい状態にあるというふうに私は聞いております。それも教育委員会としてどのようにこれから判断していくかというのは、今度は地域の方の声というものを全く無視してするわけにはいきません。そういう意味で長期総合計画の中で、これは逃げたわけではありません。とにかく今は議論を徹底的にやり、その試案を皆様方に提供していくように、今、関係課のところできり組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） 今、町長が学力を中心に話されたんですけども、それは少人数であって、学習塾と同じような感覚でやれば、学習能力が上がるの当たり前であって、学力の点数がよくなるのは当たり前だと思っております。

じゃあ、一般学級の方がそれできるかといったら、できないでしょう。少人数で学力を上げて、今、町長は少人数だから学力が上がるとんで、少人数でも学力が上がっているんだという話をされているんですけども、一般学級の方と学力の差が、一般学級と複式学級の学級での学力の差というのはありますか。

○議長（信谷俊樹君） 教育長。

○教育長（佐々木智彦君） あります。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） どの程度あるといっても分かりませんか。

○議長（信谷俊樹君） 教育長。

○教育長（佐々木智彦君） それは年ごとによって違いますけど、相当ありますよね。それは、一般的に大規模校、中規模校、小規模校を見たときも、公表はされませんが、どう考えても大規模校のほうが結果的にはどうしても低くなる。ただ、1つ言えることは、本町の取組が充実してきているというのは、平均点ですので、少ないとどうしても乱高下するんですよね、平均ですから。そういった意味では、ずっと安定してこられたというのは、これまでのその少人数での取組が充実しとったんだと思います。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） 今言われたように、少人数で学力が上がるという点を捉えるならば、逆に差別じゃないかという思いがするんです。いうんが、一般学級ではそれはできませんよね。公平、平等を教えている立場で、複式学級のほうが学力が上がるんだと言い切ったなら、一般学級に対して差別じゃないか、不公平じゃないかという意見が出て当然だと思うんです。その辺のことも考える必要があるんじゃないかと思うんですが。

○議長（信谷俊樹君） 教育長。

○教育長（佐々木智彦君） 日本の教育制度は居住の自由があるんで、皆さんどちらに行かれようと、自由にそれはありますんで、それが差別か差別じゃないかということは、ちょっと微妙な問題だと思うんですけど。それによって居住の区域によって校区を決めるっていうのは基本的な考え方なんで、それは本町に限らず、大規模校もあれば、中小の規模

の学校ももう日本至るところにあると思いますけど。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） じゃあ今でも、よその区域外の学校へ自由に行けるんですか、この大崎上島町は。

○議長（信谷俊樹君） 教育長。

○教育長（佐々木智彦君） いや、きちっと校区は決まっています。地域によってこの指定はしています。自由には行きません。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） でも、校区外で通っている方、ありますよね。それと、私、東野小学校、中学校へ行ったんですけども、脇之浦は東野地区なんですけども、脇之浦の生徒さんは、皆、大崎中学校、大崎小学校へかなり通われて、区域外へ行かれてましたけども、その辺の判断というのはどうなるんですか。

○議長（信谷俊樹君） 教育長。

○教育長（佐々木智彦君） ちょっと言葉を整理しますと、区域外就学っていうのは、他市町を越えて、市町を越えて就学するっていうのが区域外就学なんです。この場合は、今議員さんおっしゃるのは、指定校の変更、A小学校なら、A地域に住んでいればA学校へ行ってくださいよ、B地域に住んだらBへというふうに決まっています。これは指定校なんです。それは就学の際に通知しています。おたくのお子さんはA校なんです、B校なんです、D校なんですと、これはもうどこも一緒なんです。その中で、事由がある場合は、教育委員会が認めて許可をしているんです。それなりの事由があります。事由がなしに自由に行くとするわけじゃないんです。それは何の事由かは、当然個人情報ですので、皆さんのほうには知らせる義務は何もありませんけど、それなりの事由があるから、そちらへ許可しているというだけですので、これは指定校変更です。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） 今、教育長が言われたのは、同じ町内の話なんですか。私が言ったのは、私の小学時代は町が違ってたんです。東野小学校と大崎小学校と中野小学校と、町が違ってたわけです。それでも行ってたからね。この辺の違いがどうなんか、ちょっと私には理解できないとことがあって、はい。

○議長（信谷俊樹君） 教育長。

○教育長（佐々木智彦君） 今のでいいますと、それは過去20年前以上の話なんで、そ

これは区域外就学です。それもやっぱり理由があるんで、A町とB町が話し合った結果、それならいいですよっていう許可の下でやっと思ったはずです。今の私が申し上げるのは、町内の指定校変更です。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） 了解しました。

私がここで言いたいのは、保護者の中にも、早く統合していただきたい、統合してほしいという保護者の声があるんですよ。でも、それを口に出せない、出しにくいんだという状況もあるみたいなんです。その意見を受けて、私もこの質問をしたんですけどもね。

ただ、複式学級のほうが学力が上がるから複式学級のほうがいいんだという保護者もあってだという話は聞きますけども、それよりも逆に、さっき言ったように早く統合してほしいんだけど、その声が出せないんだという保護者もかなりおってです。その辺のことを踏まえて、私はどちらかといえば、早く統合してほしいという方の声を聞くべきだと思うから、今こうやって質問しとんです。

なぜかといえば、やはり複式学級のほうがいいと言われる方は、ほんのマイノリティーの方なんです。一般学級にしてほしいという方もやっぱり全国を含めてそれが普通、当たり前のこと、当たり前というか普通のことなんです。そのマイノリティーの部分をあまり見過ぎて、木を見て森全体を見ないという感覚が今の世の中になんかあるということも感じておりますんで、その辺のことも含めてちょっと言いたいんですけどもね。

だから、何遍も言うようですけども、子供の今の状況、環境を考えて、果たして同級生が2人、3人でいいかということ、私は一番それを感じております。そして、さっき言われたように、保護者の方にも統合してほしいんだけど声が出せないという方もおってじゃということを十分踏まえて、検討委員会もなるべく早く進めていただければ、そういう思いの方がたくさんいるんだという思いの中で検討委員会を進めていただければと思います。

以上です。終わります。

○議長（信谷俊樹君） これで渡辺年範議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

10時40分から再開いたします。

午前10時28分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（信谷俊樹君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

上青木 至議員の発言を許します。

上青木議員。

○9番（上青木 至君） 本日は、4問、質問いたします。

まず1問目、これは皆さん、一度は通った道、一度どころか毎日通っている道でございますが、白水から垂水方面に向かう県道、この一部が対面交通ができないと、そういう現状を皆さんご承知だと思いますが、この道路も20年余り、こういう状態が続いていると。前町長も、現町長も町長を受けてから改善しようという気持ちもなかった。今後の改善計画を伺いたいんですが、ありますか、ないですか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 上青木議員の質問にお答えいたします。

白水から垂水間の県道については、平成6年から用地買収を開始し、工事を進めております。平成26年には用地買収がほぼ完了しましたが、質問の対面交通の区間は地権者の反対意思が強固なことから用地取得には至っておりません。解決策の一つとして、土地収用制度の利用はありますが、交通量の少ない道路の拡幅事業であり、公共性及び緊急性が乏しいとされ、事業認定が困難な状況でありました。令和5年度から新たな地権者との信頼関係を築き、交渉窓口を開いてもらうことから再スタートし、地権者と4度の協議を行っております。途中段階で一旦、色よい返事を頂戴するまでに至ったものの、現時点ではいましばらく時間が必要な状況になっております。町としては、引き続き県と連携を図り、地権者との協議及び情報収集に努めてまいります。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） まず最初、調子よう行っとったと。途中からいろいろ問題が起きた。これは何かというと、これは2年ほど前に遡りますけども、ある町民の方から、上青木さん、こういうことがあるんだ、こういう話があるんだけどもやってくれないかと言われたのが、この県道の地主さん、地権者ですね、地権者とこういう話ができているんだけども、どうだろうかという話がありました。しかし、一議員が下っ端の議員がやる仕事じゃないんです。そのときに指示もした、支援もした、新谷川町長にぜひともこの仕事をやってもらいたいということで、谷川町長にこのお話を預けたわけです。ところが、一向に進まない。こういう事案は、上青木さん、時間が必要なんですよ。慎重にやらんといかんですよ、こういう仕事はこうなんですよ、そういう理屈ばかり私は2年間、聞

いてきました。それは町長のやり方、県の職員としての実績もあるでしょう。しかし、やらにやらんことはさっとやってほしかった。そうすれば、ねじれることもなかった、こじれることもなかったと私は思うんですが、どうでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 上青木議員のご質問にお答えします。

先ほど課長も申しましたように、用地買収を開始したのは今から30年前の平成6年、1994年であります。用地買収がほぼ出来上がったのが10年前、平成26年、2014年でございます。

今回、上青木議員がおっしゃっていたその地権者という方との町のその用地交渉に至るまでの経過と、実は上青木議員から話を聞く前から、私は公約の中で狭窄地の、要するに県道における狭窄地を広げていく部分で力になりたいという話は支援者の方には申し上げておりました。

何もしなかったかというときに、その30年、地権者の方と会うことすらできなかった状態が続いておった。その理由を地権者に聞くには、私が新しい町長としてなつたと、この機会を置いてそういう挨拶をしに受け入れてくれるときはないというふうに考え、連絡を取らせてもらい、まず初回はその連絡で、いいよというまで数か月かかりましたけれども、1人で伺って、まずは挨拶をし、信頼関係、その30年分を取り返すにはどうすればいいかというところから考えて動かさせていただきました。

普通は30年こじれたものは、同じ年月が必要だと物事は言われております。しかし、そうは言っておられません。地権者の方は、個人的な内容で私との関係がいろんなところであったということで信頼をしていただいて話をしてくれました。そのとき、自分がなぜこうなったかという理由も聞かせていただきました。それはこの場で申し上げることは差し控えさせていただきたいと思います。

それを受けて2回目、4回のうち2回目は課長を連れてまいりました。そのときは、ある程度事務的な話を聞いてくれるという胸襟を開いてくれたがために、1人ではなく、そういうふうに2人で参りました。あるとき、非常にいろいろな手法を使いましたけれども、結果的には合意に至って、握手をして帰れたというところまで行っておりました。ところが、やはりその30年分のと、それとご自身が高齢になり、非常に体の心配もあるという中では、ああは言ったものの、ちょっといろいろ気になるころがあつてのというような感覚だと思います。そういう意味で、今、向こうからの連絡をいただくようにして、会

う段取りまではしておりますが、いかような理由があるかというの、問いただすと信頼関係が崩れてはならない。実に用地買収というものは、県でそういう部署にいたときもあり、そのやり方というものは皆さんよりは経験はしておるつもりです。そういう意味で、その信頼を取り戻すというところを時間をかけてやらせていただいておりますというふうに理解をいただきたいと思っております。

先ほど課長が申しましたように、いましばらく時間がというふうに申し上げたのは、課長もその場に2回、3回、4回は同席しておりましたので、私と地権者との関係というのをよく見てくれたという意味での答弁になっております。

ということで、決してその気がないとか、やらずにほっておったとか、そういうふうなこととは違うということを申し上げて、答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） それでは、県のほうも予算化というか、予算を組んでおられたと思うんですが、間違いございませんね。その県の予算について、今後どうなるのか、お聞かせ願えますか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 県の予算につきましては、その事業に執行ができないということになります。この執行できない部分は、ほかの他事業に充てて執行ということで、予算が不用というよりは、他事業へ流用という形で執行されていると聞いております。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） それでは、令和7年に話がスムーズにいき、工事が行われるようになったときには、その予算というものはどうなんでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 上青木議員のご質問にお答えします。

県庁サイドとは、実は土木建築局長をはじめ東広島農林の土木所長、以下以下、用地買収関係の部署と緊密に連絡を取って、その予算の部分についても、要するに用地買収の、町長が契約をすることはできません。県道でありますので、県として県が動かなければならないということで、用地買収のところができただけで、その建設予算もつけるということで、その用地買収のめどがつきさえすれば、その予算については確約を今はさせていただいております。ただ、状況が延びているので、次年度以降どうするかについては、また協議

をしていこうと思っているところです。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） それでは、6年度、7年度にこの事業が行われるとなれば、必ず、必ずといたしますか、予算はつくだろうと思いますという町長のお言葉、これも上島町民の方が今回この話は初めて聞く話だと思います。そしてまた、一般質問の内容は議会だよりで掲載します。その進行状況は、町民が目をつらいてずっと見ると思いますよ。ですから、中途半端なこの場限りの逃げでなくして、担当課長、町長、ぜひともこの話は前向きに進めていっていただきたいということで、この質問は終わります。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） 2問目に参ります。

グリーンカードの件についてですが、町長、9月の定例会において、グリーンカードをこうしますとははっきり申しておりませんが、前向きに進めていくというお言葉をいただきました。その後、どのような進展があるのか。そして、一番気になるのが販売店ですよね。どこで販売するのか。その時間帯、一般の家庭であれば朝早くから晩遅うまで切符くれ、切符くれ、それじゃ困る。そういう問題もあると思いますので、どのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 上青木議員のグリーンカードの取組、進捗状況とのご質問にお答えいたします。

まず、現状から申し上げます。

フェリー乗船の自動車に係る大崎フェリー同盟回数券の販売箇所につきましては、まず港関係では白水港、垂水港、竹原港の切符売場にて販売しております。それ以外では、大崎上島町社会福祉協議会の本部と大崎支所において販売しております。

その販売時間ですが、それぞれの窓口の勤務時間に合わせております。港については、船の運航、特に出港時間に合わせておられます。福祉協議会については、窓口職員の勤務時間に合わせ、平日はおおむね日中、お昼休みは閉まっているというような状態でしょうか。土日は閉鎖状況でございます。

先ほど上青木議員がおっしゃってくださいました、前回の定例会においてグリーンカードの質問にお答えし、フェリー運航業者や発券団体との連携を深め、対応でき得るものか

ら順次支援策を見いだしていきますと答弁させていただいております。

当面の課題として、今動いております、その課題は2点でございます。

まず1点目は、現行2社、大崎フェリー同盟というのは、山陽商船と大崎汽船、その2社に安芸津フェリー等々、島内のフェリー運航会社を加入できないかという課題です。前回、ご質問に答えたときに、国の制度上、公取法との関係があって、今現在なかなか難しいということを、あえて今、中国運輸局長のところに詣で、関係部局にも集まっていたいただき、制度上の可能性が本当はないかということを実は今、検証をもう一度させていただいております。

次に、2点目でございます。

回数券の販売先を島内に増設し、特に土日の営業を行えないかという課題でございます。このことについては、現在、土日に窓口を開設している島内の団体等に問合せをしております。現在進行形でございます。

いずれにしても、これらの調整内容につきましては、先方との会見が調い次第、ご報告させていただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） 町長の今答弁の中に、土日という言葉がありましたけれども、土日は関係ないんです。一年365日、いつ切符が要るか分からんと。その対応をさせていただけるのが一番なんです。土曜日、半ドンです。昼でお休みです。日曜日はお休みです。そういったことは関係ございません。緊急を要する場合は土日も祝日も何も関係ないんです。その対応をしてもらえる販売店でなかったら駄目なんですよ。その辺はどうですか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 上青木議員の質問にお答えします。

できるだけその方向を伝えることは伝えてはおります。ただ、相手先の状況もでございます。そういった中で、町としてどういう支援をしたら、そこができるかということは、また相手先と相談しながら検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） 相手先、相手先と言われますけれども、どこが相手先なんで

す。町民のために協力しようというところが相手先ですか、それとも町長の頭の中の相手先ですか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 相手先の固有名詞はあえて避けますけれども、以前販売していたところも含めて検討させていただいております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） こういう販売店、もし町長が一般から公募してもいいなというお考えがあるのかないのか。あるのであれば、こういった文言は今まで町の資料の中にも、チラシで1枚出してもらえれば、あ、うちがほいじゃあ販売店になろうかと。道路際にあるからどうかと。あ、うちは区の中でこの位置にあるから、区民が利用してくれるであろうと、そういう方もおるのではないかと思います、どうでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 上青木議員の質問にお答えします。

いろいろ検討はさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） 検討してみたいと思います、じゃあ今まで検討してなかったということですね、でしょう。今から考えるんですか、どうなんですか。今まで考えておったのか、今から考えるのか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 考えてはありました。ただ、一番現実性が高いところはどこかということで、まず動かさせていただいているのが実情でございます。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） じゃあ、この質問はこの発言で終わりますけども、やはり町長、1人で考える、2人で考えるんじゃないかと、浅く広く町民に呼びかけて、こういう考えを持っとるんだけど、どうじゃろうかという姿勢でやっていただきたい。

この質問はこれで終わります。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） 3問目に行きます。

これは先般11月に豪雨がございました。この豪雨によって向山地区2つの班が道路冠水、玄関先まで、家によったら玄関から水が入る、こういう事態が発生してございましたけれども、この状態は過去何十年来続いております。9月定例では、ハザードマップによって避難をなさいと、避難場所を見つけなさい、避難場所はどこですよ、避難経路はどこですよという答弁をされましたが、ハザードマップを整理する以前にこういう現場がある、こういう現状であるというのを改善するほうが先決問題ではございませんか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 上青木議員の質問にお答えいたします。

この地区の広島県の高潮対策はほぼ完了しており、高潮に対しては対策済みですが、今回のように大雨と大潮が重なったときには、地理的条件から満潮時は雨水を海へ排水することが困難な状況でありました。今回の豪雨により浸水したことについては、重要な課題と受け止めており、いわゆるバックウオーター現象と思われれます。浸水した箇所の調査は必要と考えております。しかしながら、道路のかさ上げ工事は、宅地の高さを考慮すると長期の工事期間が見込まれますので、流域等の調査を行い、速やかに減災対策を今後検討してまいります。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） 工事をするに当たっては長期間かかると。長期間かかってもしよがないんですよ、やらにゃならんものはやらにゃあいかんと。果たしてこれを対策を早くするのかと聞かれたときに、この向山地区の今回冠水したところ、まだ被害は少なかったほうです。もう少しひどくなると、向山集会所、あの前も冠水する状態です。

しかしながら、向山に限らず、こういう冠水する場所、浸水する場所、大勢あるんですが、私が先ほど言いましたようにハザードマップの整理、整備それも大事かも知れませんが、本当に必要なことと言えば、その現場が今どうなっているか、改善されているのかいないのか、それを確認すること、それをしっかりとやっていただきたい。そして、見るだけでは駄目です。やはり地元の住民に、あなたの地区はこうですよと、大雨が来たらここは冠水するんです、こういう工事を町としてはやります。そのぐらいの説明はしていただきたい。そのように私は願っておりますし、希望します。どうでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 上青木議員の質問にお答えいたします。

ごもっともなご質問というか、内容だと思っております。といいますのも、実はこの災害が起こる前から、国、国会議員とそれと霞ヶ関の国土交通省に要望活動を来年度事業という中で意見交換会を交えさせていただいたりもしておりました。その中で、この大きな川のバックウォーターだけじゃなくて、高潮によるバックウォーターがあるという話をしたところ、やっぱりまだそこまでの認識がなかった状態がありました。それを受けて、財務省のときも意見交換の、1分、何かを言えというような場面がございまして、今その施策とか何か方策は今まではほとんどないけれども、実態はこういうふうに困っておると。何がしかの研究とか、都道府県と連携しながら何かをやってくれることを考えてほしいという要望を出して、担当者の方から、実際そういうのが本当に起こりようんかというような意見を聞いてくるような場面がございました。まずは、国のほうでそういった、要するに単に堤防を造るだけではなくて、その対応をどうするかというのが、もし研究してもらえるもので判断があったら、そこはそれを彼らも動いてくれるとは思っているところですが。

ただ、上青木議員がおっしゃるように、今何ができるかということのほうは今最善だと思うので、そこは逆に県のほうと今、やはりその専門家にそういった場合、何かできないかという問いかけはしているところで、今日、こうやってお答えさせていただくのも、町だけでは解決策というのはなかなか専門技術的なところは難しい面がございまして。そういった意味で、関係部署と連携しながら、新しい制度も含めて、何ができるかということも早々に現場を確認した上できっちりやっていきたいと思っておりますので。今はそういうことしかできないんではありますけれども、ほっておくという状況にはしないということは向山の皆様にもお伝えいただければと思います。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） 町のトップ、町長としてのご説明、しかと賜りました。向山区民もこれを聞けば、見れば、安心するんじゃないかと思えます。

3問目はこれで終わりますんで。

続いて、4問目に行っているいいですか。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） 面倒くさいな。

○議長（信谷俊樹君） いやいや、そんなことはないけえ。約束事じゃけえ。

○9番（上青木 至君） 最後の質問ですけれども、9月の敬老会の内容についてご質問したいと思います。

これは敬老会に参加した会員の方からのお言葉、お答えでございます。去年、わしは行ったんじゃ、ほいたらの、えかったわいと。何がえかったん。おお、去年はのう、現金でのう、通帳へこれこれ入った。ああ、えかったねって。ところが、その隣におった人が、今年度、敬老会に参加した人、わしらは違うで、金額が違うって、中身が違う。何が違うんかって。これを詳細に言うことは差し控えますが、この内容について、町長はどのように把握しておったのか、していなかったのか、お考えがあったのか、なかったのか、お聞きしたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（川野義彦君） 上青木議員の質問にお答えします。

今年、令和6年の敬老会は、コロナ禍を経て、5年ぶりに開催いたしました。会場は、これまで冷房施設のない各小学校の体育館3施設を利用していましたが、今年は冷房施設のあるホール神峰での開催とさせていただきました。

また、対象者をこれまでの75歳以上から80歳以上とさせていただき、お祝い金も米寿88歳、白寿99歳と100歳以上の方にそれぞれ1万円としていましたが、今年から県内の市町のお祝い金の支給状況を参考にし、米寿を迎えられた93名の方には5,000円を、100歳以上の31名の方には3万円とさせていただきました。また、米寿の5,000円は、商工会のおと姫カードを配布させていただいております。

あわせて、敬老会出席者には、記念品として町内の障害者事業所の洋菓子の詰め合わせをお配りさせていただき、認定こども園ひかりえんや大崎上島幼稚園の園児によるステージ発表と竹原警察署大崎上島分庁舎による特殊詐欺被害防止に関する講演会を実施しております。

そのほかに、100歳を迎えられた6名の方には、内閣総理大臣からのお祝い状と記念品を谷川町長から贈呈させていただいております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） 米寿、白寿、そのお祝い金については、私は細かくはお聞きしませんし、聞く必要もないと思いますけれども、昨年度と比べて今年はどうなんだ、何でこうなったんかなど。それで、今年は中身がこうなんじゃという声がありました。やは

り全員が一致で満足いける、それは難しいかも分かりませんが、昨年から一遍に今年はこうなんだ、それを町長は知っておられたのか、知らなかったのか、お聞きしたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 上青木議員の質問にお答えいたします。

長い間、行われた内容を大きく変更したということは、非常に私も個々の該当者の方から、同様のやはり残念だねというお言葉をいただいております。そういう意味では、そういう思いをさせてしまったということは非常に申し訳ないという気持ちはございます。ただ、先ほど詳しい内容は課長のほうから説明がございましたが、一つにまとめるとしたら、旧3町でやった部分をぜひ大崎上島合併20周年を経た今年は、やはり1つのところで大崎上島町という形で物事を進めさせていただきたいという思いは町長としてございました。そういう意味で、先ほど神峰ホールでということで、そこに入る人数も含めてどのようにすればいいかということで、75歳が80歳になり、あとの内容については全体の予算もあり、そういった中で、他県あるいはまた町内の老人会のほうにもご意見を諮り、そういう中で決めさせていただいて、個々した内容について、全部予算までチェックできたかというのは微妙にちょっと私も分からない点はございましたけれども、趣旨としては、課長が前向きに皆さんの調整を取ってやるということに対しては内容も承知しておったところでございます。

という意味で、その中でそのような残念な思いをした方の声をお聞きして、来年にやるに当たって、全員の声をどうこうというのは、上青木議員のほうからもお言葉をいただきましたけれども、そうはいいまして、よりよい方法というものは、ちょうど一遍に変えたということもあって、それに対する検証というところもしながら、来年度について、また皆さんに喜んでいただけるような条件で、町民が一堂に会する老人会をやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） これで最後にいたしますけれども、私、今77でございます。もう11年長生きした場合に、我々団塊の世代ということで、もう何人生き残るか分かりませんが、一番多い世代でございます。この11年後に88歳を迎えたときに、私は考えたい。やはり予算的なもの、予算もでございます。町長、先ほど言われました。予算

的なものもあるから、満足にいくものは、全員満足いけるようにはできないだろうと。しかしながら、人数が増えればどれだけ費用がかかる、何年後、何十年後、分かるわけです。それをもって、やはり同じ祝ってあげるのであれば、気持ちよく祝ってもらえる、祝うほうも大きい声でおめでとう、まだ長生きしてね、そういう声が飛び合う大崎上島町であっていただきたいと、そう思っております。

これで私の質問を終わりにいたします。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

13時から再開いたします。

午前11時17分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（信谷俊樹君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、森若 巖議員の発言を許します。

森若議員。

○2番（森若 巖君） 本日は、4点ほど質問させていただきます。

1点目、学校給食費について。

給食費は今現在、1食270円と思う。その中で、もろもろの単価も上がり、一般米価も値上がりしている中では、学校給食用米価も令和6年4月から10月分より、11月から令和7年3月分では約1.5倍に手元の資料にはなっています。1食当たりの給食費の値上げを考えているのか、その場合は幾らぐらいを考えているのか。私の下には1食当たり10円を考えているとの声が聞こえてきました。その場合、1食280円、1か月は20日と、年間10か月とすると、年間1人当たり5万6,000円となります。令和6年7月1日現在の生徒数、小学生が177名、中学生が84名、合計で261名で計算しますと、年間1,461万6,000円です。町の将来を考えて、少子化を少しでも遅らせることを考えるなら、令和7年度から全額免除、それが無理なら、たちまち半額免除することを考えてみては。

財源としては、ふるさと納税の町長お任せ分があると思います。令和4年度が2,341万8,000円、令和5年度が1,944万5,000円、令和6年度も2,000万円前後になると思います。それと、各種団体に出している補助金を見直し、無駄に近い公共工事を見直すとか、それでも駄目ならしっかりと当初予算に計上するとか、方法は幾ら

でもあると思います。令和7年4月から給食費の補助について検討してみる気はあるのかな
いか。無策だと町の少子化は止まらんとおもいます。町はどのように思っているのか、お聞
かせ願います。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（山本秀樹君） 森若議員の質問にお答えします。

まず、給食費の値上げを考えているのか、その場合、幾らぐらいを考えているのかとの
質問につきましては、教育委員会から給食費の値上げを考えているとか、1食当たり10
円の値上げとかを発したことはありませんし、今現在、給食費の値上げは考えておりませ
ん。

しかし、昨今、全国的な物価高騰は続いており、町内の3調理場において工夫を凝らし
た給食の提供をしていただいておりますが、いずれは現在の給食費では食材の質や量を含
め、現状を維持していくことが難しくなるのではないかと懸念しております。

次に、令和7年4月から給食費の補助について検討することを考えてみる気はあるかと
の質問については、給食費の補助には様々なメリットとデメリットがあります。メリット
としては、保護者の経済的負担が軽減され家庭に余裕ができることで、他の教育関連経費
や生活費に充てることができるなどがあり、一方、デメリットとしては、給食費補助によ
る多額の財政負担が伴い、他の公共サービスの削減などが必要になる可能性もあり、財源
確保が難しい場合、給食の質や量に影響を及ぼすリスクがあるなどがあります。

給食費補助の導入につきましては、これらのメリットとデメリットを慎重に考慮する必
要もありますので、今現在において来年度4月からの給食費補助については考えておりま
せんが、今後、他市町の状況を鑑みながら給食費の補助に関する情報収集に努めてまい
ります。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 巖君） 今、課長から答弁をいただきましたけど、私が言いましたように
いろいろ案件はあると思います。その一つの例として、大変悪いんですけど、これすみれ
祭りの予算書の中に警備委託料8人で25万円とあるんです。この警備委託料というもの
は、課長、何をする費用。地域経営課長に聞く。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員、もうちょっと質問をポイントを押さえてやってくださ
い。どこが答えてええか、よう分からんみたいだから。

再度、ちょっとお願いします。

ええ、答える。

○2番（森若 厳君） 分かる範囲でいい。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（三村竜也君） ただいまご質問のありました件についてお答えします。

すみれ祭りの警備委託料というのは、会場の警備を警備会社にお問い合わせする費用でございます。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） 私が言いたいのは、警備委託料というのは昼間ですから、車の誘導とかその他もろもろする費用じゃないのかな。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（三村竜也君） まず、車の誘導と歩行者の安全の管理というのもあります。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） そうすると、この25万円を警備員8人で割りますと、日中が3万1,250円なんです。時給にしたら3,906円です。警備員がこんなに高いのか。これ見積書が出てきとるときには、一緒に内訳書も出てくるんじゃないのか。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員、質問の中でちょっと論点がずれてきょうるけん、なるべくなら修正してお願いします。

地域経営課長。

○地域経営課長（三村竜也君） 今回計上させていただいている予算については、見積りを取って計上させていただいています。ただ、日当だけではなくて、2日間、この島に渡ってくる交通費もその中には含まれております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） 私が言いたいのは、こういう費用を辛抱すれば、この給食費に充てる財源の一部にもなるんじゃないか。これはたまたま一例を挙げただけじゃけど、町が各種団体に出しとる金額は大きな金額なんです。ほじゃけん、今言うように、そういう分

を集めたらできるんじゃないかなということが気になりましたけん、お伺いした。ただ、地域経営課長には大変悪いんですけど、今言いましたようにの、たまたま集めた資料がおたくの分が一番が早く出てきたから聞いたんですよ。それでも、教育課長、無理。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（山本秀樹君） 森若議員の質問にお答えします。

森若議員のおっしゃる歳出については、当然歳出全般に鑑みて歳出の削減というのは、本町の財政状況を踏まえましても必要なことだと思います。また、すみれ祭りも一般財源が多く使われているところでありまして、一般財源の確保についても町の課題でありますし、来年、国勢調査が行われます。本町の一番重要である財源の交付税につきましても、その国勢調査の人口が基礎数値となり、それ以降の交付税も少なくなっていくことも考えられます。歳出についても人件費とか扶助費の義務的経費、また高齢者等の社会福祉費等も一般財源が多く使われております。そういったところで一般財源の重要性は重々鑑みますけれども、この歳出を減した分をこっちに回すとかというよりも、歳出の削減は歳出の削減、歳入の確保は歳入の確保で考えて、その上で給食費の補助についても考えるべきではないかと思っておりますので、今現在では、先ほども答弁いたしましたとおり一般財源を使った給食費の補助については考えておりません。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） じゃあ課長、無理ということですね。来年度の4月以降、いつなるか分からんということじゃろう。仮に給食費を全額、半額補助にするにしても、それは検討事項ということ。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（山本秀樹君） 一番初めに答弁させていただいたとおり、今現在において、来年度の4月からの給食費補助について、一般財源を使った補助については考えておりませんが、答弁いたしましたとおり、恐らくそういったことは、給食費の補助については他市町も考えていることだと思います。そういったこと、情報を収集しながら給食費の補助についても検討していきたいと思っております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） ほうじゃあ、課長、これもろもろ物価が上がってる中で、現状、1食270円でいつまで維持できます。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（山本秀樹君） 森若議員の質問で、いつまでというところですけども、いつまでというのはなかなか難しいとこで、今、給食調理場の頑張っていたりという方から、今はぎりぎりその中でいろいろ調整しながら頑張っているというところで、そういったことを踏まえましても、将来的にはやっぱり上げざるを得ない状況が来るのかなとは思いますが、今、森若議員質問のいつからというところについては不明です。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 巖君） ここにね、課長、もろもろの物価が高くなる、今現在よ。毎月2万円から3万円の赤字が出とんどです。ほいで、米だけでも余分に1万円の赤字が出よんです。そうすると、必ず給食費というものは値上げせにゃあ、今度は町のほうがもてんよになるじゃろう。やるんならやる。早くやらんかったら、だんだん町からの持ち出しは大きくなるよ。考えてないんじゃろう、給食費の値上げは。

ということは、今でも赤字になつとんだから、それはだんだんだんだん膨れるよ。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（山本秀樹君） 給食費については、町からの持ち出しは行ってないという認識なんです。

○2番（森若 巖君） 町は出してないん。

○教育課長（山本秀樹君） 何年か前の臨時交付金ですか、のときには、その補助金を使って助成するたびに予算を組みましたが、給食費に町からの持ち出しを出しているとはちよっと認識してないんですが。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長は分かつとんじゃないの。その分は足らず前が出るとか、出んのか、分かつとんじゃないの。

総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） 今、教育課長が言ったように、僕のほうも給食費のほうを出している認識はございません。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（山本秀樹君） 給食センター費におきましては、人件費とか、その施設の管理、例えば電気代とか修繕費とか、そういったところは予算を組まずけども、給食に係り

ます材料費については保護者が負担して、小学校が270円で、中学校が305円だったかな、の1日当たりの給食費を学校が徴収している状況です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） ほうじゃあ、課長、出しとるのは、幼児教育と保育のほうへは出しとる。町の補助金を。ここに資料があるけど。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） ちょっと課長に渡してもいい、資料を。

○議長（信谷俊樹君） ええ、渡さんでええ。渡さんでええ。しっかりせえや。

保健衛生課長、あんたが詳しいんじゃ、あんたどこで昔やったんじゃないんかいな。向こうがやったん。

教育課長。

○教育課長（山本秀樹君） 3歳から5歳児について、幼稚園とひかりえんがあると思うんですけども、そちらについては無償化の事業ですので、出しております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） じゃけんね、これができるんじゃけん、どうして小学校のほうもできんのかな思うて疑問を持ったから、この問題を取り上げたんです。答弁は、課長が無理です言われましたから、それはもうそれ以上突っ込みません。突っ込んでも返ってくる答えは一緒ですから。ああ、検討します、少しだけ前向きな答えをいただきましたけえ、はい。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 2点目、公共工事について。

10月24日、県西部建築事務所より職員の方が来庁され、大西港改修配置案の説明があり、その説明に対して何人かの議員が質問しました。その中には、県の説明に対して重箱の隅をつつくような質問、要望があり、首をかしげたくなりました。私が口を酸っぱくして指摘する、今現在、数名の利用者しかなく、できたとしても、今でも道路の維持管理、清掃がうまくできていない中で、町の大きな荷物になる可能性のある公共工事、町道大久保線と違い、多くの方が利用し、多くの方がその恩恵を受ける公共工事に対してはまず着工すると、それからいろいろ小さなことは協議することが大事だと思います。船頭多くして船山に登るということわざがあります。いろいろ注文をつけて工事が遅れることは愚の骨頂で、町民のためにはなりません。そのことを踏まえて、建設課で把握している範

困り中で答弁をいただきたいと思います。

1 問目、この配置案を見ますと、最初に待合所の工事から始めるのか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 森若議員の質問にお答えいたします。

まず、最初に待合所の工事から始めるのかの質問については、県に伺ったところ、新待合所、浮き栈橋及び駐車場を含めた大西港フェリーターミナル全体の整備計画の工程について、現在まだ検討中との回答でございました。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2 番（森若 徹君） これ課長、検討中と言われましたけど、どんなど素人が見ても、まず今ある駐車場のあるところへ新しい待合所をこしらえる、それが1 番じゃないのか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） このたびの公共工事で大西港の浮き栈橋を新しくするという工事でございます。待合所も含めて、その浮き栈橋また浮き栈橋のアンカー、それから係連橋で、それに伴う仮栈橋の移設等あります。陸上のほうで申しますと、駐車場の確保、いろいろなものが絡んでまいりますので、その相互のものが順次行えるように、県のほうは工程を調整しているということで伺っております。

○2 番（森若 徹君） ありがとうございます。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2 番（森若 徹君） 2 点目、仮にこの新待合所が現在利用している駐車場に設置とあるんですが、その場合は車はどこに駐車されますか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 駐車場の設置でございますけれども、県に伺ったところ、新待合所建築や浮き栈橋移設工事等に伴い、駐車場の可能区画が一時的に減少しますが、大西港第2、第3 駐車場及び加洲野積場等で必要なスペースを確保していくよう検討中との回答でした。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2 番（森若 徹君） 今、課長は第3 駐車場と言われましたけど、ほいじゃあ、あそこからというたら、歩くとかなり距離がありますね。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） おっしゃるとおり一番近い駐車場は待合所の駐車場で、第3

駐車場については、旧栈橋になりますので、少し距離はあります。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） あまり考えてないな。

それでは3点目、課長、これ工期はどれぐらいかかるつもりですか。それも入ってきてないですか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 工期については、これも県に伺ったんですけれども、やはり新待合所や浮き栈橋、駐車場を含めた大西港のフェリーターミナル全体での整備計画の工程を検討中であり、現在はまだお示しできる段階にはないという回答でございます。ただ、この工事の見通しが立った段階では情報提供したいと、県のほうから回答がありました。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） ということは、また県のほうから説明に来られるんですね。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 説明の要望があれば、県のほうに打診したいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） ありがとうございます。

それでは、この問題もこれで終わります。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 3問目、dボタン広報誌について。

令和5年9月議会でこの件を取り上げて、私のようにスマホ、タブレット等の扱いが得手でない人にとっては、町の情報は月に1回発刊される町の広報紙しかありません。何とかこのdボタン広報誌の導入をしていただけないかと思って提起したところ、何の動きもないので、いつものように、表現が適切でないかもしれませんが、馬の耳に念仏かと思っていたら、令和6年11月1日の町の配布物の中にチラシが入っており、dボタン広報誌を導入するとのことでした。そのことを思いますと、何事もまず提起してみるだけだと。このdボタン広報誌について、町民から何か問合せがありましたか。

○議長（信谷俊樹君） 企画課長。

○企画課長（竹下良二君） 森若議員のご質問にお答えいたします。

その前に、このdボタンの前提として、dボタン広報誌という名前から、テレビで広報紙が見れるというようなニュアンスで思われている方が何人かいらっしゃって、実際はこのツールは、文字の制限数がありまして、500字以内であり、職員が掲載した最大10件のお知らせを閲覧できるツールであります。現在は、防災無線でお知らせした内容をそのまま掲載している状況であります。このことを基に、森若議員の質問にお答えいたします。

11月1日から試験運用を開始し、運用しておりますが、現在まで町民の方からの問合せはありません。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） ということは、私だけが気になって、5チャンネルにしてdを押して見よんじゃな、問合せがないということはな、他の議員さん、町民から。自分の場合は、今言ったように、タブレット、スマホが得意でないけん、必ず毎日5チャンネルにしてdボタンを押して見ますけど、こんなに町の方は賢いんじゃな、みんな。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 課長、これ今でも導入しとるのは、坂と三次だけ。

○議長（信谷俊樹君） 企画課長。

○企画課長（竹下良二君） 議員のおっしゃるとおり、現在は坂町、三次市と本町の3自治体であります。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） これ言よったように、前回の答弁で、初期費用は無料ですが、月額6万5,000円のシステム利用料はかかると。年間にすると78万円前後なんですけど、これは変わってない。

○議長（信谷俊樹君） 企画課長。

○企画課長（竹下良二君） 議員のお見込みのとおり、この金額で月額6万5,000円、年間78万円の税込みであります。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） ありがとうございます。

それでは、最後の質問になります。

要望の提出方法は以前、区長会の席での説明では、要望は各自がそれぞれ自由に提出するのではなく、地区内の区長が提出日、地区名、区長名、押印をして要望書として提出す

ることとの説明を受けましたが、このことは今でもそのままか、それとも変更したのか。それと、令和4年、令和5年、令和6年9月末現在で提出数はそれぞれ幾らぐらいなのか。

○議長（信谷俊樹君） 坂田総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） 森若議員の質問にお答えします。

各区の要望は区長が取りまとめ、要望書を総務課に提出していただいています。この方法は、以前から変更しておりません。

次に、要望の提出件数は、令和4年度162件、令和5年度137件、令和6年度9月末は88件です。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） じゃあ、課長、これは要望が4年が162件で、5年が137件と、かなり数は出ております。この中で、要望に応えたというのかな、それはどのくらいありますか。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） 今、手元に資料がないので、何件というのはいえませんが、大半がお応えできていると思っています。

これはなぜそういう回答にさせていただいたかという、年度末、4月に一旦締めて、その後、6月までに回答するのを総括して、うちのほうで取りまとめてます。回答ができなかった、すぐ実施できなかったものについては、すぐ対応するよという指示を出していますので、大半は回答できているのは把握しております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 課長、これ以外も提出する方法はありますか、ありませんか。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） 区の要望は区長が取りまとめて提出していただいているんですけども、そのほかに役場の入り口、玄関にある意見箱、ホームページの問合せ等にも対応させていただいております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 巖君） じゃあ、その数も把握は分からんな、資料がないからな、たちまちは。はい。じゃあいいです。

じゃあ、これで僕の質問は終わります。

○議長（信谷俊樹君） これで森若 巖議員の一般質問を終わります。

続いて、浜田幸造議員の発言を許します。

浜田議員。

○4番（浜田幸造君） 今日は2問、質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

第1点目は、沖浦漁港に建設されている住宅建設用地の今後はということで質問いたします。

ふれあい漁港漁村整備事業で建設された住宅用地、沖浦団地10区画は、現在4区画が売却され、3戸の住宅が建設され、3世帯が住まわれています。同時期に建設された町営住宅建設用地は、水道、下水道も整備されており、20年経過しておりますけども、放置状態である。住宅の建設計画は、今後の利用計画を聞かせてもらいたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 浜田議員の質問にお答えいたします。

質問のふれあい漁港漁村整備事業で建設された用地は、平成18年に埋立竣工し、平成22年に住宅用地として引継ぎを受けております。今般の住宅事情を見ると、町営住宅は入居要件などがあるため空き室が目立ってきている状況から、町営住宅の新たな建設は急務とは言えない状況になっております。

今後の利用については、町有地の有効活用の観点から、町営住宅用地に限定することなく、様々な事業用地として適地であると判断されれば、状況に応じて柔軟に利活用することが最も有効と考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 浜田議員。

○4番（浜田幸造君） 今の答弁では、町営住宅の入居状態は入居要件などがあり、空き家があり、町営住宅の新たな建設は急務でないと考えている答弁でしたけども、この土地には多額な経費をもって建設されております。いつまでも放置状態にせず、沖浦地区の活性化につながるような土地利用計画をお願いしまして、この質問を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 続いて。

浜田議員。

○4番（浜田幸造君） では、2問目の質問をさせていただきます。

災害に強いまちづくりをということで質問いたします。

国内において、集中豪雨やゲリラ雷雨、また想像のつかない遠隔豪雨などが多発し、大きな被害に見舞われています。本町においてもいつ集中豪雨やゲリラ豪雨に遭い、大きな災害に見舞われるか分かりません。土砂災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、木江小学校区、大崎小学校区、東野小学校区とし、それぞれ指定されていますが、災害を未然に防ぐためには、未整備地区の保全対策工事や、対策工事済みの地区については、施設の排水路の堆積土砂の取り除き、のり面に繁茂してる草木の伐開除去、またのり面の吹きつけ等を含む適正な維持管理が最も重要だと思っております。また、砂防堰堤、砂防河川の安全点検を行うとともに、危険箇所の改善をしておくことが大事だと思います。

ハザードマップの点検、改善すると聞いておりますけれども、防災情報、警戒レベル3、警戒レベル4、警戒レベル5に合わせて避難経路及び避難場所の安全確認を迅速に行い、安全な場所に避難できるよう、情報の発信が大事です。災害に強いまちづくりについてどのように考えているか、聞かせてもらいたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 浜田議員の質問にお答えいたします。

まず、危険箇所についてですけれども、砂防堰堤及び急傾斜地崩壊危険区域の維持管理については、広島県が5年に1度のサイクルで順次施設の点検を実施しております。砂防堰堤の土砂堆積状況については、町が3年に1度のサイクルで点検を行っております。これらの点検で異常を発見した場合は、県が詳細調査を行い、危険なものについては修繕など対応することになっております。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） 浜田議員の質問にお答えします。

現在、作成しているハザードマップには避難経路が掲載されておらず、避難所までの移動手段や区ごとの避難所収容人数の見直しも課題となっています。今後は、避難行動、災害ごとの避難場所、避難経路等の周知は、避難訓練や自主防災組織が実施する訓練で説明するとともに、多様な方法で周知を行い、課題改善に努めてまいります。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 浜田議員。

○4番（浜田幸造君） まずは、建設課長をお願いします。

令和6年度の急傾斜地施設と砂防堰堤の点検箇所は何か所ありますか。そして、点検済みの場合、結果はどんなに結果になりましたか。ちょっと聞かせてもらいたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 令和6年度の点検箇所でございますけれども、県に問い合わせてみました。その結果、急傾斜施設では14か所、砂防堰堤でも14か所を今年度、点検しているそうです。施設について、危険なところはないというふうに伺っております。

○議長（信谷俊樹君） 浜田議員。

○4番（浜田幸造君） 急傾斜施設は、60何か所ですかね、ありますよね。急傾斜施設の地区数は60何ぼありますかね。

それと、砂防施設も結構あると思いますけども、それぞれ14か所ずつ点検を行っておりますけども、あとの残りの箇所の今後の予定はどうなってますか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） この急傾斜と砂防堰堤の点検箇所ですけれども、大崎上島町と竹原市と併せて発注しているようでございます。その結果、大崎上島町の数が多かったり少なかったりする年もありながら、5年に1度は点検するように台帳で管理しているということでございます。

○議長（信谷俊樹君） 浜田議員。

○4番（浜田幸造君） 一通りの箇所はもう点検やってますかね。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 5年に1度ということで点検しておりますので、一通りは全部一巡はしております。

○議長（信谷俊樹君） 浜田議員。

○4番（浜田幸造君） それから、大崎隧道上の木江東川地区の砂防事業についてちょっと質問させていただきます。

平成30年度に砂防指定地に指定されておまして、県は事業実施に向けて地権者等に交渉中と聞いておりますけども、何年度から事業着手できますか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 当初の予定では早期ということでございましたけれども、工事の進入路の面で地権者の同意が得にくいということで、設計変更したと伺っております。したがって、その工事の進入路の同意を得るまで少し時間かかるので、始められるのは未定ということでございます。

○議長（信谷俊樹君） 浜田議員。

○4番（浜田幸造君） 早期に事業着手できるように、粘り強く地権者と交渉を進めてください。お願いします。

それから、まだ県に要望している地区とか、今結構あると思いますけども、それも引き続き、県と協議しながら積極的に進めてください。

以上で終わります。

それから、総務課の。

○議長（信谷俊樹君） 総務課に何を聞くん。

○4番（浜田幸造君） 総務課に再質問させていただきます。

現在、ハザードマップには避難経路が掲載されてない。避難経路や避難場所までの移動手段、また避難所の収容人数は、避難訓練等を通し、見直しをかけ、周知していくとのことですが、災害はいつやってくるか分かりません。避難行動が迅速にできるような計画書の作成を急いでやってもらいたいと思います。

それから、今後の計画が分かれば、教えてください。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） 今検討中でありまして、いつまでにちょっとできるというのがなかなか今発表はできないんですけれども、早急に対応していきたいと思っております。

○議長（信谷俊樹君） 浜田議員。

○4番（浜田幸造君） 計画を進めていく中で、漏れのないように周知して進めてください。

以上で質問を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 暫時休憩をいたします。

14時より再開いたします。

午後1時44分 休憩

午後2時00分 再開

○議長（信谷俊樹君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、森 ルイ議員の一般質問を許します。

森議員、前へお願いします。

森議員。

○8番（森 ルイ君） 本日は、大卒2点、質問させていただきます。

1点目、今後の小学校の在り方について。

こちらは午前中に渡辺議員も小学校について質問されていますので、重ならないように質問させていただきたいと思います。

質問要旨は、令和6年9月25日の総合教育会議の議事として、今後の小学校の在り方と、（仮称）大崎上島町小学校規模適正化検討委員会の設置があったが、次のことについて伺う。

（1）総合教育会議での検討内容と決まった事項、（仮称）大崎上島町小学校規模適正化検討委員会の設置の進捗状況は。

これについては総合教育会議の議事録が先日、町のホームページにアップされてましたが、内容についてお伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（山本秀樹君） 森議員の質問にお答えします。

総合教育会議での検討内容と決まった事項については、小学校の在り方の検討について、昨年度から総合教育会議及び教育委員会定例会で協議した内容の再整理といたしまして、1つ、子供のことを第一に考える、2つ、大崎上島町教育大綱の策定に着手する、3つ、小学校の在り方を検討するため、大崎上島町小学校規模適正化検討委員会を設置し、慎重審議を重ねる。この3つを検討する上での方針とし、検討委員会の設置要綱については、教育委員会議で審議することなどが決定されました。

また、大崎上島町小学校規模適正化検討委員会の設置の進捗状況はどの質問につきましても、教育委員会定例会におきまして、令和6年10月25日に要綱案を協議し、同年11月29日に審議、議決を得ました。それを受け、12月6日付で公表を執行し、現在、委員候補者の方へ就任依頼を進めているところです。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 教育大綱については、策定までは至ってないと思うんですけども、今年度中に策定をして、来年度からの教育大綱となります。教育大綱の中身について

は、今まで2回ほど、ほぼ中身が変わらない状態に来ているんですけども、時代の流れと教育の在り方も変わっている中で、教育大綱の在り方についてどのようにお考えか。これから総合教育会議を開催されると思うんですが、いつぐらいになるのか、お伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（山本秀樹君） 森議員のおっしゃるとおり、今年度中に策定をいたします。それに向けて、資料等を集めて鑑みながら、その内容について総合教育会議のほうで決定していく流れとなりますので、できるだけ早い段階で総合教育会議のほうも開催していきたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 規模適正化検討委員会のほうは、12月6日に公表ということですが、第1回目は今年度中に開催予定でしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（山本秀樹君） 今、先ほどもお答えいたしました。現在委員の候補者の方に就任の依頼等を行っているところであります。ちょっと年内というのは難しいかもしれませんが、難しいと思いますけども、年度内には1回、開きたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 年度内に1回開催ということで、今後の流れなんですけれども、この検討委員会と同時進行で町民の方に向けた説明会などを実施する予定はありますか。もしくは、この検討委員会に諮問して、答申が出た時点で町民の方に説明をするという予定でしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（山本秀樹君） 森議員の質問にお答えします。

この検討委員会で答申いただきます。それを踏まえて、そういったこと、その進め方等も考えながら、説明会等についてもそれ以降に進めていきたいと考えてます。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） ほかの自治体の統合を検討する内容のホームページなどを見ますと、この諮問して答申が出た時点で、まとまった資料をその自治体のホームページに掲載していることが見受けられました。そのように情報を公開しながら、町民の方にも説明していくというのが必要だと思いますが、この答申が出る、まだ始まっていないんです

が、答申が出た時点では、そのようなまとめた資料をホームページのほうで公開するという予定はありますか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（山本秀樹君） 検討委員会で検討した資料等につきましては、公表できるものについては公表していきたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 2つ目の質問に行きます。

議会の中では、少人数や複式学級では子供がかわいそうですとか、児童数が減っているから統合しかないだろうという意見もありましたが、少人数の学校を維持していった場合と統合した場合の教育的なメリット、デメリットについて、教育長にお伺いします。

こちらは先ほど渡辺議員の質問の中で複式学級と通常学級の違いについてあったので、そこと重なる点もあるとは思いますが、学校として少人数の学校もしくは統合して人数が多くなった場合ということでお伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（山本秀樹君） 少人数の学校を維持していった場合と統合した場合の教育的なメリット、デメリットについてですが、文科省の指針によりますと、本町の3小学校が例えば統合をいたしたとしても小規模校となります。ですので、少人数学校のメリット、デメリットについて、学習面、生活面、学校運営面の観点からお答えさせていただきたいと思っております。

まず、学習面からのメリットといたしましては、教師が児童一人一人に目が届きやすく、個に応じたきめ細かな指導ができることや、学校行事等様々な場所において、一人一人の活動また活躍機会が多いことなどが考えられます。デメリットといたしましては、多様な考え方に触れる機会が少なくなりやすいことや、音楽等での合奏や体育等での集団教育活動に制約が生じやすくなることなどが考えられます。

次に、生活面からですが、メリットとしては、児童が個々の特性をお互いによく理解し、人間関係が深まりやすく、同学年だけでなく異学年間の交流も活発になることなどが考えられ、デメリットといたしましては、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい傾向にあることなどが考えられます。

最後に、学校運営面からは、メリットといたしましては、少人数の教職員の構成でありますので、全教職員間の意思疎通が図りやすく、学校が一体となって活動しやすいことな

どが挙げられ、また保護者や地域との連携も密に行いやすく、保護者や地域の支援、協力が得られやすく、地域に根差した教育が推進しやすいなどが考えられ、デメリットといたしましては、1人の教職員が複数の校務分掌を担当することから負担が大きいことや、複数の主張が重なった場合、調整が難しいことなどが挙げられます。

少人数の学校運営には、メリット、デメリットの両面がございますが、子供たちにとって望ましい教育環境を実現していくことが必要と考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 先ほど渡辺議員の質問の中でも小学校3校の人数について質問がありまして、それを現時点でも合計しても1学年が35人以下で、1クラスが6学年となりますので、小規模校の定義として6から11学級というところに当たるので、統合したとしても小規模学校になるということだと思います。

小規模特認校なんですけれども、例えばほかの市町で大きな規模の学校もあり、その中で小規模な学校があって、そこを選択していくということはあると思うんで、竹原などもあるんですけれども、現時点で大崎上島町の小学校3校とも小規模校であり、少人数の学校でありとなった場合に、この小規模特認校というのは、あえてつくることは可能なんでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 教育長。

○教育長（佐々木智彦君） 可能か不可能かと言われたら可能です。ですが、今、竹原の例とか、東広島市にもありますけれども、市内全域がある程度規模が広いので、とりわけいろんな特性のある子供たちがそこを希望してくるということからしたら、さっきの指定校として定めて、指定校変更で事が行われるんです。本町の場合は、ですから例えばその特例校をつくったとしたときに、その学校へ指定校変更で行くのはそんなに難しい話じゃないもので、指定すれば。ところが、他市町から受け入れるとなると、これは一つまたさっきの区域外就学になってくるんで、話はまた少し複雑になってくるということです。できんことは、もう当然ないです。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 町内でも保護者の考え方、もしくはお子さんの特性などによって少人数の学校のほうが合うというお子さんもいれば、大人数の中で切磋琢磨して、お友達も多いほうが良いという方もいらっしゃると思います。いろんな意見が今の時点でもあるんです

けれども、以前もちょっと提案させていただいたことがあるんですが、この町内の今現時点で3校あって、統合に向かうにしても、そんな1年、2年ですぐに行われることではないので、それまでの間、実験的に調査の意味合いも兼ねて、今までよりもオープンにといいますか、その指定区域を越えて別の小学校を選択する、その3校の中で別の小学校を選択するというのをオープンにしてもいいのではないかと思うんですが、それについてはいかがでしょうか。今の特例校にはせずに、指定されている小学校ではない学校に通うっていうところを、現時点でもあるんですけれども、それをもう少し町全体に広げてもいいのかなと思うんですが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 教育長。

○教育長（佐々木智彦君） 恐らく学区の自由選択制と関わってくる話じゃないか思うんですけど、我々公共がそれをやると誘導になる可能性があって、規模の大きな市ならそれも可能なんですけども、本町においては、想像するにつけ、それをやった場合のシミュレーションを考えますと、拙速にやるような話じゃないんじゃないかと考えています。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 文科省のホームページを見ますと、令和5年度学校の適正規模・適正配置及びより良い教育環境の実現に向けた部局横断的な検討体制による学校施設に係る計画策定事例に関する調査報告書というのがありまして、いろんな事例が入っているものが令和6年8月に出ているんですけれども、このような資料は、教育委員会のほうでは確認はされてますか。

○議長（信谷俊樹君） 教育長。

○教育長（佐々木智彦君） すいません、明確に、ちょっと今のは長いタイトルなんであれなんですけど、内容的にはどんなものでしたでしょうか。詳しくは読んでいません。でも、文部科学省の指針とか方針は、大まかには捉えていますので、それから外れることはないと思っていますが、どういう内容だったか、もしよければお願いいたします。私が質問していいんでしょうか。うながしていいんでしょうか。お願いします。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 見出しだけ読んでいきますと、適正規模・適正配置方針ですか、基本計画もしくは学校個別施設計画の見直し、公共施設等総合管理計画の見直しなどで、首長、町長部局と横断的に進めることが必要だということで、総合教育会議で進めるということもそうなんですけれども、これは町長部局のほうでも目を通しておくことがい

いのではないかとと思いますが、これについてはいかがでしょうか。町長部局の。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 今現在、町長部局と教育委員会がということで、義務教育ではないんですけど、県立高校の関係ではそういう形で関与しつつやり取りをしております。そういう意味では、いろんなやり方ができるとは思いますので、私もまだそれちょっと誠に申し訳ありません、目は通してないんですけども、参考になるところがあれば教育委員会と総合教育会議の中でも話の中の一つとしてということはあるかもしれません。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 続けて町長にお伺いするんですけども、（3）番目として、町内に3校ある小学校を統合して1校にするか、現状の3校を維持するのか、統合と同時に新たな教育の形の小学校をつくるのか、この方向性によってまちづくりのビジョンも変わってくると思いますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 森議員のご質問にお答えします。

午前中の渡辺議員のときにも、多少それと関連するお話はしたんですけども、もう一度繰り返しもあるかもしれませんが、一応述べさせていただきます。

町内にある3小学校に対する方向性によってまちづくりのビジョンも変わってくると思うがという質問については、森議員のおっしゃるとおり、町内に3校ある小学校を統合するか、維持するか、または新たな教育の形の小学校をつくるのか、この方向性によってまちづくりのビジョンは地域との関わりで言うと大きく変わってくると思います。

ただ、これがまさに繰り返しになりますけれども、統合するとかしないとかではなく、今の小学校規模適正化検討委員会において、小学校の適正な規模と配置に関する基本的な考えをこれからまとめていくというふうになっております。

いずれにしても、先ほど教育課のほうから答弁があったように、審議を答申していただくということも併せて総合教育会議で協議をしていくようになります。また、町民にもお示しするように、総合教育会議の中での検討も加えていきますが、それも何よりも町長部局としては、長期総合計画を同時に今進行しております。後でまたご質問の部分での当局からの返答もございますが、関連があるとしたら、その整合性をどう取っていくかっていうことがどうしても出てくるので、その整合を取りながらということで、だから時間的に

いつまでに何をするかということは非常にタイトなんですけれども、そうなると記述の仕方をどうして5年計画あるいは10年計画の中と整合性を取るかっていうことが出てくるようになると思います。細かい話で誠に申し訳ありません。そういうスケジュールになってくると思います。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 今、町長のお話の中で、県立の高校、教育の島で企画課のほうがありますが、今後、この小学校考えるに当たって、町長部局のほうでこの教育の島推進のように企画課ないしほかの課、企画課になるとは思うんですけども、特別なチーム的なものを設けるという予定はありますか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 組織の話はまだ試案としてしか、私の頭に少しはありますけれども、いずれにしても教育委員会と協議して、例えば大崎上島教育をやっていくとしたら、社会教育との関係が強いで、そこら辺と連動をという意味で、果たして企画だけでいいかということも今課題として持っております。

そういう意味で、じゃあ、義務教育のところへ全部入れるのがいいのかといったときは、教育委員会とよく相談した上で組織はつくっていかうと思っております。ですから、まだ未確定です。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 町長部局のほうで行うこととしては、施設面や管理などのコストですとか、ランニングコストのこともそうですが、学校をこれから例えば統合するとなった場合に、現状ある学校を利用していくのか、新しい学校を建物として造るのかなども係ってくるので、コスト面に関しては町長部局のほうで考えていくことかと思いますが、そのあたり諮問する検討委員会、規模適正化検討委員会が始まる前の時点で、例えばA案、B案、C案みたいな形で3校を残していった場合の維持のコストですとか、修繕が何年後ぐらいに来るといふことですか、3校を例えば1校にした場合に、じゃあ、どの学校を使うことが適切なのかというような検討をしておいたほうがいいのではないかと思います。規模適正化検討委員会のほうでは教育的な見地かと思いますが、その辺は規模適正化委員会の答申が終わった後に考え始めるというようなイメージでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 森委員のご質問にお答えします。

物によります。屋上屋を重ねるつもりはありません。ですから、学校現場のことは学校現場が一番よく分かってて、それをどうして、無駄がどこにあるかというのは、やっぱりその教育委員会の中でできることもあろうかと思えます。ですから、今は総務課のほうで財政のチェックをしたり、無駄を省くという意味で、今年度で言えばサマーレビューという形でその予算の編成の中で不必要なものがないかとかというのはやることはしますけれども、それはやっぱりあくまで原課から出たものを見ながらという形で、原課を机上の空論でやってしまうと後に取り返しがつかないこともあったりするんで、そこは慎重にやっていって、屋上屋をしないという形が一番だと思っております。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 教育委員会のほうに聞きたいんですが、教職員については、校長、教頭、教諭など、非常勤も含めて県費で配置されて、給食調理員ですとか、その他の司書もしくはALTが町の財源となると思うんですけれども、もし例えば今3校あるものが1校になった場合に、先ほどの小規模校ということで1クラスになっていくのではないかなと思うんですが、1クラスになった場合は、1クラスには先生が1人しかつかないということで、加配というのものもあるかもしれませんが、基本的には1クラスに1人ということで、もし3校が1校になった場合には、各学年1人の先生ということでよろしいでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 話を、何も決まってないことをそれぞれ先々検討してもつまらんで。

教育長。

○教育長（佐々木智彦君） 配当基準がありまして、小学校は1つの学級に1人というのが基本です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 何も決まってない時点なんですけれども、こうなった場合はこうということでお伺いしました。

次の質問に行きます。

（4）番、自由進度学習の現状と今後についてお伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（山本秀樹君） 森議員の質問にお答えいたします。

自由進度学習の現状と今後についてですが、自由進度学習については、中央教育審議会答申、令和の日本型学校教育の中で示されました個別最適な学びの一つの手法であると捉えております。本町においては、これまで進めてきた複式学級の異学年での授業手法を活用したりするなどして、各学校の取組に照らして進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 今の令和の日本型学校教育の中では、個別最適な学びと協働的な学びというのがありまして、個別最適な学びの中でICTを活用して少人数によるきめ細やかな指導体制の整備を進め、個に応じた指導を充実していくことが重要とあります。

例えば、授業の中でついていけないお子さんをフォローするということは現在もあると思うんですけども、逆に理解が早いお子さんの保護者の方からちょっと意見をいただいたことがありまして、同じことを繰り返しやらなければいけなかったりとか、もっと進めるのになかなか進めないってということがあります。自由進度学習で行きますと、授業になかなかついていけないお子さんのことも考える必要はあると思うんですけども、逆に理解度が早いお子さんですとか、そちらのほうもカバーしていく必要があると思います。そのあたりは今現状としてはいかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 教育長。

○教育長（佐々木智彦君） おっしゃるとおりで、本町だけじゃなくて、その現状は今までの日本の教育の中にあっただけで、今回の中央教育審議会に示されています。

ただ、勘違いが起りやすいのが、現場で、自由進度学習というたら、年がら年中、自由進度学習をやっとなるように見られるんですけど、そんなことをやったら大変で、やっぱり基礎基本を身につけると同時に、本当は1学期に1つ、1教科、自分たちで計画を立てて自分のペースで学習するっていう、いわゆる単元とか、そういう内容についてやろうということで、全部の教科、全部の単元を年がら年中、それを進めるというふうには当然書いてないはずなんです。そこは、皆さんご理解いただきたいんで、今、校長会でも自由進度学習の研修をして、もういろいろ考えて工夫してくれとるようですので、来年度にはそこらもお示しできるところができるんじゃないかと思えます。ただ、勘違いされて困るのは、保護者の皆さん、自由進度学習になったんじゃないかえ、もう自分のペースよとって、全部が全部なるわけじゃないんで、そこはご理解いただきたい。中央教育審議会の答

申にも様々な書物にもそのように書いてあるはずです。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 5つ目の質問に移ります。

区域外就学制度の現状と課題、デュアルスクールの可能性について。

この区域外就学制度は、現状では本町では受け入れてないと思うんですが、例えばそういう区域外就学制度について相談があった場合に、現状として受入れが可能かどうかというところと、それについての課題、また今後のことを考えてデュアルスクールの可能性についてお伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（山本秀樹君） 森議員の質問にお答えします。

区域外就学制度の現状と課題ということですが、区域外就学制度について、渡辺議員の質問のときにも少し出ましたけども、区域外就学制度については限定的な事由によりまして、保護者が子供を住所地以外の市町村の学校に通わせることを可能とする制度でございます。現時点で、本町に区域外就学制度を活用している小学生はおりません。

なお、町外の市立及び県立の中等部等へ進学している生徒についても、この区域外就学制度の制度でございますので、中学生につきましては少数いらっしゃいます。

森議員がおっしゃった、本町にそういう案件があったら、該当になるのかということですが、その限定的な事由に該当するものと判断されたら、本町においてもこの区域外制度という制度にのっとって行っていくものだと考えております。

次に、デュアルスクールの可能性についてですが、デュアルスクールについては、地方と都市の2つの学校の行き来を容易にいたしまして、双方で教育を受けることができる新しい学校の形と捉えております。その可能性については、先行事例などを参考にしながら情報収集に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 愛媛県にはなりますが、今治市の大三島、お隣の島ですが、大三島で今治版デュアルスクールということで、都市部からのリモートワークなどされる方を受け入れて、島の小学校に通うというのを始められています。この大三島にはリモートワークをする拠点があって、宿泊もできるという、両方の施設が整っている状態で、そこに来られた方たちからの意見でデュアルスクールを始めるとなっていると思います。

現在、本町においても、都市部でお仕事をされている方が大崎上島町に拠点を持つということで、仕事としての拠点を持つということで考えていらっしゃる方がいるんですが、小学生のお子さんだったり、小学生になるお子さんがいらっしゃるという場合に、例えば一、二週間であれ、1か月であれ、春休み夏休みなど以外の期間に島に来て仕事をすると、やはりお子さんの学校の件が関わってくるので、大崎上島でデュアルスクールができるのであれば、拠点を持ちたいというお声も聞いています。その点に関しては、町長部局のほうで全体的なサテライトオフィスとかもそうですけれども、施設整備も含めて全体的に考えていく必要があると思うんですが、町長はそのあたりいかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（山本秀樹君） 森議員の質問にお答えいたします。

受入れの施設等の話なんですけど、これはこれからの今の総合戦略とかでその話は出てますが、まだ具体的には煮詰まってないので、またその方向性が見えたら取り組むというか、そういった施設の必要性も鑑みて事業のほうを展開していきたいとは思っております。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 先ほど渡辺議員の質問の中にもありましたが、ちょっと話は戻るんですが、今後の小学校をどうするかという話に関しては、保護者の意見などは、今の時点では聞いてないということで、こども基本法の第11条により、こども施策を推進する際には、子育ての当事者や子供の意見を聞くこととなっていますので、検討委員会を進めていくのと同時に、子供や保護者の意見を聞く機会を設ける必要があると思うんですが、そのあたりはいかがでしょう。

○議長（信谷俊樹君） 教育長。

○教育長（佐々木智彦君） そのつもりであります。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） あと、町長部局のほうになりますが、今後、先ほどのデュアルスクールなども含めて移住者を呼び込むことも総合的に考えた場合に、地域力創造アドバイザーという制度があるんですが、これらは特別交付税の措置の算定対象となっております。総務福祉文教委員会で視察に行った北海道の保育園留学を行っている厚沢部町の保育園留学で利用している会社の方も、こちらの地域力創造アドバイザーとして登録されておりますので、今年からこの保育園留学だけではなくて、小学校留学も始められたようなの

で、このあたり参考になることがあるんじゃないかなと思いますので、地域力創造アドバイザーを活用するというのも考えていってもいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 企画課長。

○企画課長（竹下良二君） 今、総合戦略のほうで、うちの人口の減少を見て、要はターゲット層、例えば移住者、定住者、その辺の順序を今後の審議会等で諮って決めていくというのがあって、その順番というのがありますので、それが今の森議員が言われている今の保育園留学ですかね、そういったところが先に重要ということになれば、そういう施策のところでもそういった今の補助金等を使いながら事業のほうは行ってまいります。その今、まだ審議途中なんで、ここははっきり申し上げることはできませんが、そういうことであります。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 1つ目の質問は、以上で終わります。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 2点目の質問に移ります。

人口減少対策、移住施策について。

大崎上島町の人口減少対策、地方創生の方針を示した第2次地方人口ビジョン、第2次まち・ひと・しごと総合戦略の計画期間が令和6年度で終了することから、令和4年度に国において策定されたデジタル田園都市国家構想総合戦略を踏まえた第3次地方人口ビジョン・総合戦略を策定中ですが、次のことについて伺います。

令和6年10月1日に開催された大崎上島町振興基本計画審議会において、今後の検討事項として次期総合戦略策定の進め方について、次期人口ビジョンで何のために目標人口を設定するかとありましたが、進捗状況はいかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 企画課長。

○企画課長（竹下良二君） 森議員の質問にお答えいたします。

大崎上島町の人口減少対策や地方創生の方針を第2次大崎上島町まち・ひと・しごと創生総合戦略に示し、令和2年度から取り組んできましたが、令和6年度末をもって計画期間が終了することから、令和4年度に国において策定されたデジタル田園都市国家構想総合戦略を踏まえつつ、次期人口ビジョンと次期総合戦略の策定を進めているところでございます。

現在、長期総合計画の策定も進めているところでございますが、長期総合計画が町政運営の指針となる10年間の計画であるのに対し、人口ビジョンとは将来の人口動態を予測し、地域の人口減少や少子・高齢化への対策を示し、これに基づく地域の現状分析や将来の目標を設定するものであります。また、総合戦略とは、人口ビジョンで掲げた将来の目標人口を実現するための具体的な施策や計画を取りまとめたものであり、人口減少対策に特化した5年間の計画となります。

人口ビジョンと総合戦略は、長期総合計画の基本計画とも密接に関連することであることや、計画の開始時期も合わせられることから、令和6年10月1日に開催された第4回大崎上島町振興基本計画審議会以降、長期総合計画に合わせて委員の皆様にご審議をいただいているところでございます。

まず、令和6年10月1日に開催された第4回大崎上島町振興基本計画審議会において、今後の検討事項となった次期総合戦略策定の進め方についてでございます。

4つの政策分野として、教育の島づくり、新たな人の流れ、産業づくり、住みよいまちづくりをテーマに、今月20日に開催予定の第5回振興基本計画審議会での議論を経て、移住・定住者のターゲット層を明確にしていくこととしております。

また、新たな総合戦略の策定に当たっては、様々な形で町民が参画できる機会を設け、広く皆様の意見を聞き、町民と行政が一体となって計画づくりを行うことで、町民と行政の協働によるまちづくりの実現が図られると考えており、地元出身の方、町外から移住された方などに参加していただく地域ワークショップも開催しております。

あわせて、関係各課へのヒアリングも実施しながら、今後は12月20日、1月下旬、3月上旬に開催予定の審議会での議論やパブリックコメントを経て、総合戦略を策定、公表する予定でございます。

次に、次期人口ビジョンで何のために目標人口を設定するかについてでございます。

趨勢人口の推測結果、これまでの施策だけでは本町の人口は2050年には約3,900人となり、その後も人口は下げ止まることなく減少が続くことが予測されます。超長期推計では、2100年には約1,800人まで減少することが予測されます。人口ビジョンでは、大崎上島町が全世代の未来のために守る生活関連サービス機能の水準や町民が最期のときまで安心して暮らせるコミュニティーの在り方を検討し、そのために必要な目標人口の考え方や守るべき水準を設定することとしております。

具体的には、小売、飲食、医療関係などの生活関連サービス施設について、人口規模別

の立地する確率を考慮した場合、4, 500人の人口規模を維持することが望ましいと考えております。そのための逆算思考で必要な施策を検討する必要がございます。地域ワークショップや役場内の各課へのヒアリング結果を踏まえ、審議会で議論をしていただきながら、先ほど申し上げました4つの政策分野でございます、教育の島づくり、新たな人の流れ、産業づくり、住みよいまちづくりの具体的な施策を決め、着実に進めていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 今の4つの政策というところで、教育の島と新たな人の流れ、産業と住みよいまちづくりという点で、先ほどのデュアルスクールの提案につながってくるかなとは思いますが、新たな人の流れについてなんですが、このあたり具体的に何か考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 企画課長。

○企画課長（竹下良二君） 政策分野2の新たな人の流れにおいては、若年ファミリー層や結婚願望のある未婚者を政策の対象とした転入促進、UIJターンですね、あと転出の抑制や合計特殊出生率の向上を図る必要があると考えてます。

若年ファミリー層に対しては、ブランディング等により移住者候補者の行動変容を促進し、大崎上島町のことを理解し、町のことが好きな方に移住していただくためのプッシュ施策を進めること、また結婚願望のある未婚者に対しては、未婚者に対するニーズ、課題調査を行った上、未婚率の解消に向けた支援が必要と考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 今、(2)の質問にも重なってしまったので、答えられたこともあるかと思うんですが、一応(2)として、人口減少対策、移住施策について、具体的な施策、事業で新たに考えていることがあるかということで、今、新たな人の流れというところでお伺いしました。何かほかにありますか。

○議長（信谷俊樹君） 企画課長。

○企画課長（竹下良二君） 今の人の流れについては以上ですが、今のところですね。次の回答とかぶったりするんですけど、4つの政策分野を発表させてもらってよろしいでしょうか。はい。

では、まず政策分野1の教育の島づくりにおいては、児童、学生を政策の対象とした転入促進、Uターンを図る必要があると考えております。例えば、学生が高校卒業のタイミングで町外に転出する前に、町からの情報発信を継続に受け取っていただくためのプラットフォーム、LINEとかで登録していただくことによりプロモーションを推進してはどうかと考えております。これはふるさととのつながりを転出した後もずっとつなげていきたいということでUターンにつなげていきたいという考えであります。

次に、政策分野3の産業づくりにおいては、移住者、Iターンや女性、高齢者を政策の対象とした転入促進や転出抑制を図る必要が考えられます。長期総合計画の策定に当たって実施した中高生アンケートでは、中高生が魅力を感じる仕事は、IT情報通信系で、回答割合は29%と最も高い結果でございました。IT企業を主なターゲットと捉え、企業誘致に注力する必要があると考えてまいります。また、高齢者に対してはシルバー人材センターの活用や多世代との交流促進が、女性に対しては子育て中の母親が隙間時間で働ける仕事の確保が必要ではないかと考えております。

政策分野4の住みよいまちづくりにおいては、コミュニティーを政策の対象とした全世代における転出抑制を図る必要があると考えています。就職、転職、結婚、住宅事情を理由とした転出割合が高い傾向にあるため、これらの対応策を考えていく必要があると思います。また、コミュニティーの共助力を高め、町民同士の助け合いや支え合いの地域風土を受け継ぐことも重要と考えております。

以上であります。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 1つ目の教育のところ、LINEというお話があったんですが、現在、町ではLINEは、オフィシャルLINEなどはないと思うんですが、先日、Xを使い始めたということで、町の情報発信に今後も使っていただけるとは思うんですが、LINEは今後オフィシャルLINEをやる予定はありますか。

○議長（信谷俊樹君） 企画課長。

○企画課長（竹下良二君） 一応あるんですが、すぐじゃなくて、いろいろ流出とか事故とかの防止、この辺をしっかり議論して、それからの導入となるんですけど、やはり今、個人情報の流出とかというところでいろいろちょっとあったと思うんで、その辺がちょっと今課題かなということで、検討はしております。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） （3）に行きます。

新たな定住促進住宅建設の計画について、現状と今後の予定をお伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 森議員の質問にお答えいたします。

新たな定住促進住宅の計画について、現状は建設予定地の選定及び建築の基本設計を進めているところでございます。今後の予定としては、用地の取得、それから実施設計、本工事を予定しております。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 先ほど浜田議員の質問の中でもあったんですが、沖浦など町有地もあると思います。町内の使われていない町有地をこのような定住促進の住宅に使う予定はありますか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 今のところ定住者のニーズが把握し切れてないというのがございます。まず、定住者が一番住みそうなところを適地として建て、その定住者の入居のときの状況を見ながら、次の定住促進住宅も検討していくことがいいかと思っております。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 現状では予定地としてはどの辺りになるのでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 現状ではまだ決まっておりません。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 例えば、大串の定住促進住宅に入居されている方などに意見を聞いてみるですとか、そのような予定はありますか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 入居のときにぜひ聞いてみたいとは思っております。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 現在、大串に入居されている方々にその立地などについて意見を今の時点でお伺いするという事なんですが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 重要な参考になると思いますので、ぜひ聞いてみたいと考え

ております。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） （4）の質問に移ります。

住宅改築の補助金制度の見直しについてなんですけれども、これは現在、補助金はあるんですが、制度的に使いつらいところもあるかなと思うので、そのあたり見直しを考えていらっしゃるか、お伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 住宅制度の補助金の見直しですけれども、現在、担当課としては利活用が順調なことから、現状のまま事業を継続したいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 例えば移住してこられる方は、ご自分で材料を買って直される方などもいらっしゃるんですけれども、そのようなD I Yで直される方などが町内の事業所から材料を調達した場合にそこに補助を出すということは考えてないでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 様々なケースがあると思いますけれども、今のところ要綱に従って運用しているという現状があります。今後、いろんなパターンも考えられますので、検討はしていきたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 住宅の所有者の方が直して賃貸で貸す場合に、たしか3年以上住まれる方がいる場合には補助が出るっていうことだったと思うんですけれども、この3年ってものの見直しは、例えば2年にするとか、その辺はありませんか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 今の質問は、空き家の対策についてだと思いますけれども、3年は住んでいただきたいというのがありますので、見直しは考えておりません。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 賃貸で移住を考えていらっしゃる方は、家を買って住まれる方と違って、ちょっとお試し暮らしの意味合いもあるのではないかと思います。そこで、3年という制約がありますと、確かに長く住んでいただきたいというのはあるんですけれども、住宅を改築して3年住むという約束をしてくれる移住者の人というのがなかなか、いらっしゃると思うんですが、結局それで2年ぐらいで出てしまうということもあるとは

思いますので、そのあたりの最初の時点でハードルを低くして、今、空き家バンクにも賃貸の物件がほとんどない状態ですので、その賃貸の物件を増やすということは、まずはちょっと住んでみようという移住希望者の方も増えるということになりますので、そのあたり3年を2年にする、もしくは1年にするという見直しがあってもいいのかなとは思いますが、いかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） いろんなパターンがあると思います。フォームした限りは、その施設ってというのは10年は使えると我々は思っております。ただ、今、森議員から提案がありましたので、そのお試し住宅的な住み方をしたいというのも、申請のときには聞き取りをして、今後の課題とさせていただきます。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） それでは、（5）の質問に行きます。

9月議会でも子育て支援として小児科のオンライン診療について質問しましたが、保育園留学の視察に行った厚沢部町では、キッズドクターというオンライン診療アプリを導入して、保育園留学で一時的に町に滞在する人が利用できるようになっていました。このようなアプリを町として利用すれば、移住希望者や、保育園留学はやっておりませんが、このように一時的に滞在する人、もしくはリモートワークなどで利用する方も含めて、町民も小児科がないということなので、利用できるのではないかと思います。これについていかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（川野義彦君） 森議員の質問に、行政視察に同行した福祉課がお答えいたします。

オンライン診療は、休日や夜間に受診させるべきか、不安を抱える保護者のニーズに対応する有効な手段と考えられます。当アプリはオンライン診療のほか、チャットによる健康相談も可能であり、アプリを導入すれば、どなたでも利用が可能となっております。また、市町とキッズドクター運営事業者であるノーススター社が協定を結ぶことにより、チャット健康相談の無料サービスを利用回数制限なしで受けられるようです。導入については、今後、保健衛生課や豊田郡医師会と協議して行ってまいります。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 現在、ICTを活用したこのようなオンライン診療ですとか、妊娠もしくは婦人科など、妊娠中の方だったりとか、婦人科の相談ができるようなアプリも、別のところですけども、あつたりします。オンライン診療もしくは、診療所の設置はなかなかすぐには難しいと思いますので、今の段階でこのようなアプリですとか、こういうものを入れていくことによって、先ほどのデュアルスクールの件もそうですけれども、町全体として新しいひとの流れを呼び込んで、外から若い世代の方々を呼び込むということにもつながってくると思いますので、積極的に検討していただきたいと思います。保健衛生課長のほうからありますか。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（川本亮之君） オンライン診療につきましては、他府県でかなりの実績のある事業者が町へ営業活動に来られていることは事実でございます。そういった中で、オンライン診療の在り方につきましては、先ほど福祉課長からもありましたが、地元医師会ほか関係団体との調整が重要になってくると考えております。町の医療機関関係者にお集まりいただきます医療懇談会等もございますので、そういった場を活用しましてオンライン診療の現状などにつきまして、まずは情報共有をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 1つ目の質問と2つ目の質問もつながってくるんですが、町全体として、今後の人口減少を考えながら、いろんな施策を効果的なものをどんどん取り入れていっていただきたいと思います。

質問は以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで森 ルイ議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

15時15分から再開いたします。

午後2時57分 休憩

午後3時15分 再開

○議長（信谷俊樹君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に、進藤雅通議員の発言を許します。

進藤議員。

○6番（進藤雅通君） じゃあ、よろしくお願ひします。

私のほうから、まず高齢者介護のほうのことをちょっと伺いたいと思います。

この島には、今現在、要介護1と要介護2の方が入所できる施設が今現在ありません。以前はあったんですけど、ちょっと今現在はなくなっております。そういう方々が介護が必要になった場合、どういうサービスを受けるかっていったら在宅サービス、主にヘルパーであったり、訪問介護、訪問看護もあったり、短期入所、ショートステイとかっていうふうに言われています。そういうサービスを使って在宅、家で生活をしていっていますが、このサービスが受けられないというか、今後状態が悪化して、自宅で生活ができなくなる状態になっていきますと、どうしても施設入所っていうふうに考えが行くと思うんです。ただそうなった場合、この島には介護1の方と2の方が入れる施設がありません。入るといえば、ショートステイ、ショートステイもすごい1か月とか2か月、ずっとロングで使うのはちょっと難しいところもあります。長くても、ほかの利用者の方もいますので、長くて1週間、もっとそれ以上、その方の状態によって使われる方もいますが、そんなに延々とロングで使うことができない状況です。

そういう中で今現在、この上島町における在宅サービス、今後どういうふうに考えていくのか、また介護施設とどういう連携を取っているのか、伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（川野義彦君） 進藤議員の質問にお答えします。

自宅で生活している要支援や要介護の認定を受けている高齢者が自立した生活を送るために利用する介護保険サービスを在宅介護サービスと言い、ご自宅にしながら介護を受けられる訪問サービスのほかに、施設などにご自宅から通う通所サービスや福祉用具のレンタルや購入も在宅介護サービスの一つです。

本町の在宅介護サービスの現状は、6種類の在宅介護サービスを15の事業所で運営しています。このうち東広島市に本社を置く事業所が、令和6年2月に訪問介護サービス事業所を、令和6年4月に訪問看護サービス事業所を開設しており、この新たな事業所の参入により、訪問介護サービスでは12月の介護給付費が5月の1.4倍に、訪問看護サービスでは1.6倍にそれぞれ増加しております。これは、在宅介護サービスを希望している方の新たな受皿となったことで給付費が増えたものとも思われます。この在宅サービスを継続して提供するためにも担い手の確保は最重要の課題であり、本町においても次のような施策を講じております。

まず第1に、社会福祉人材育成定着事業では、社会福祉法人大崎福祉会が行う奨学金制度への補助事業として、これまで1名の利用実績があります。

第2に、社会福祉人材就職支援金事業では、介護福祉士、看護師、准看護師として就職された方に20万円を支給する制度として、平成29年から20名、受給しており、令和5年度からは対象者等の要件を拡充して、9名の方の支給があります。

第3に、介護資格取得等支援事業では、資格の取得、更新された方に10万円を給付する制度として、これまで8名の実績があります。

これらの本町の支援事業に加え、社会福祉法人広島県社会福祉協議会が福祉・介護人材の確保、育成、定着に向けた全県的な推進組織、広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会を組織されており、介護事業所と連携して事業を推進しております。

いずれにしても、これからの福祉施策を担う医療と介護の人材確保に向けて施策を展開し、高齢者が安心して自分らしく生き生き暮らせる大崎上島町を目指して高齢者支援策を推進してまいります。

○議長（信谷俊樹君） 進藤議員。

○6番（進藤雅通君） ヘルパーサービスを受ける方が増えてきた。それは、今まで2つだったヘルパーステーションが、数年前に新たに開設してくれたヘルパーステーションができたということで在宅サービスの幅も広がったというふうに解釈してよろしいでしょうか。はい。

それで、これから団塊の世代が高齢化、高齢者になる年代になってくると、増えてきますけど、そういった高齢者の把握、実態把握っていうものは今現在も行われていますか。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（川野義彦君） 大崎上島町では、第9期介護保険事業計画を作成したときに、今後の高齢者の人口推計も取っております。その中では、大崎上島町では全体の人口も減少し、高齢者自体も65歳以上も微減ではありますが、ただしこれから団塊の世代を迎える方々は、75歳以上のいわゆる介護が必要な年齢になってくる方は増えていくことは、もう予想されておりますので、人口が減っているからといって今ある介護サービスを縮小するのではなく、今のサービスは体制を維持しつつ、新たなサービス展開を検討しております。

また、先ほど新たな訪問介護サービスを展開した事業所のほうが、町内で小規模多機能の新たな事業所、これは泊まりと通いと複合したサービスなんですけど、そういった事業も

展開したいというお話を聞いておりますので、ぜひ実現に向けて町としても協力をしていきたいと思っております。

○議長（信谷俊樹君） 進藤議員。

○6番（進藤雅通君） 今後、高齢者はちょっと増えていきます。やっぱり地域包括支援センターとか、ほかの他の居宅事務所とか、ケアマネさんたちにはちょっと頑張っていて、高齢者の把握っていうものをしていただきたいと思います。

それで、今後なんですけど、これからどうしても介護1、介護2の方、自宅で生活がちょっと難しい状態になれば施設入所っていうふうになってくると思います。これはもう施設入所となると、島から出ていかなきゃいけない。それが今の状態です。これは家族、息子さんたち、子供さんたちの意向もあるんですけど、致し方ないこともあります。島で生活できない以上、家で生活できない以上、当該の施設か、または自分たちが引き取って、遠方で親を引き取って生活していくっていう選択が出てくるんですけど、できれば死ぬまで暮らしてほしいとは思っています。住み慣れた地域、ご近所さん付き合いもあったでしょうし、それから遠くに行ってしまうたら、顔なじみもなくなる。そういった中で、生活していくのはちょっとしんどいと思います。心の負担にもなってくるんじゃないかと思います。ただ、これはもう息子さんたち、子供さんたちもよく考えた結果、そういうふうになっているので仕方ないんですけど、そういう状況を町長、今、どんなふうにお考えでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 進藤議員のご質問にお答えします。

実は今、動きを始めている案件がございます。というのが、人材不足をどうやって解消するかということで、ヘルパーの拡充をしていく手がないかということで、実は私、今、離島の関係で全国離島振興協議会の副会長をしておりますけれども、その事務局の専務が離島モデルで、今おっしゃった自宅の介護というのはこれからキーになってくるから、どういう形で支援するかというのを大崎で離島モデルをやってくれないかという意味で、ある方を紹介してくれているんです。

というのが、それは来年度から技能実習生の中に福祉の関係人材が加わってきて、その派遣が派遣しても大丈夫だというのが、外国の方というのが出てきているんですけど、ただ、単なる外国の方というのではなくって、日本の福祉の関係の大学を運営してる法人が、その現地に学部、介護福祉学部、看護も入れた学部をつくって、そこで日本語を勉強

して、日本人が行きたい、日本が大好きという人が集まっている大学経営をしているんです。そこをぜひ大崎上島から全国に先駆けて、そういう人材を受け入れてくれるところを実は探しているところがあってという話を伺って、実は大崎福祉会のほうにも会っていただいて、どういう印象かというところまで実は動いて、悪くないのではなかろうかという感触を今持っているところがあるんで。

ただ、包括協定を結んだ上で、もう一度それはチェックをした上で、本当に大丈夫かというのを、これは町として責任を持ってやってみようと思っているところなんで、そうすると今の住宅なんかでも移住関係の住宅をどう整備して、それを受け入れてあげるかっていうことで、最初からそんなにたくさんは受け入れられないんですけど、計画的に、かつ最初は訪問福祉の関係はやっぱり3か月ぐらいは付添いがおってバックアップしてやるという形さえ取れば、もう即戦力でできるというような方々なんで、ちょっとそれはぜひ。この場であえて言わせていただいたのは、早々にその動きを始めて、検討をちょっとしてみたいという意味で、協定を結んだような形で進めてみようと思っています。

ということで、それはぜひ動かささせていただきたいという意味で今。これ今日初めてこういう話をさせていただくんですけど、まだ内々にしとってくれというよりも、ぜひ機会を見てから、大崎上島でモデル事業として取り組んでもらいたいというのが、その離島振興協議会は国交省の外郭団体的なところもあるんで、国の意向もあってというのが働いています。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 進藤議員。

○6番（進藤雅通君） そういった新たな道筋といいますか、考えがあるということで、ありがとうございます。できれば、もう本当に皆さん、住み慣れた町で過ごしてほしいと思います。なるべくこの島で住んでいただきたいと思いますので、なるべく、なるべくというよりも絶対いいサービスを続けてほしいと思いますので、よろしくお願いします。

私の質問を終わります。

○議長（信谷俊樹君） これで進藤雅通議員の一般質問を終わります。

次に、閑田大祐議員の発言を許します。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 本日、トリの時間がやってまいりました。本日は1問、外国人の生活保護についてということで質問いたします。

生活保護法では、その対象者を国民としておりますが、昭和29年の厚生省社会局長通知により外国人にも準用しております。過去に最高裁が、ちょっとこ文章、私の書き方にそごがあったんで訂正させてください。認めなかったではないんですけども、最高裁はこのときに外国人は行政庁の通達に基づく行政措置により事実上の保護の対象となり得るという言葉と同時に、外国人は生活保護法の対象外と言っております。

これを踏まえて、今年1月なんですけども千葉地裁、これ同じ案件なんですけども、6月に東京高裁におきまして同じ案件の判決が出ております。これについても国内に住む外国人は国民に含まないとして、千葉市の受給申請却下決定を適法として外国人の訴えを退けております。このことに関連し、本町における実態と今後の方針を伺いたいと思います。

本町における外国人の受給者数をまずお願いいたします。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（川野義彦君） 閑田議員の質問にお答えします。

閑田議員のおっしゃるとおり、生活保護法第1条では、「国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い」とあり、外国人は法の適用対象とならないとされていますが、ご質問のとおり、昭和29年の旧厚生省社会局長通知において、当分の間、生活に困窮する外国人に対しては、一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱いに準じて行うこととされています。また、その対象となる外国人は、出入国管理及び難民認定法に基づく在留資格等の証明が必要とされており、本町ではこの通知に基づき1名の方が生活保護の受給をされています。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） ありがとうございます。

その方の特定とか追及とか、そういったことを目的としているわけではありませんので、それはまず申しておきたいと思います。

あくまでも法に基づいて行われるべきではないのかという観点から、生活保護法の対象外とされるその外国人に対して、この措置が行われる。このことについて、一番の肝というのが、法治国家である日本において、法の支配に基づかない超法規的な局長通知のようなもので、この事実上、外国人の生活保護が行われているわけですよ。それをよしとするのかということなんですけども、まず課長のお考えをお聞かせください。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（川野義彦君） 2つ目法を無視した国の通知に今後も従うのかとのご質問ですが、先ほどもおっしゃっていますように、生活保護事務は国が本来果たすべき役割に係る事務であって、国において、その適正な処理を確保する必要がある法定受託事務に位置づけられています。外国人や難民認定された人などは、生活保護法に基づく保護対象ではなく、人道上の観点から自治体の裁量で生活保護に準ずる行政措置とされており、その運用には苦慮することが想定されます。

これらを踏まえると、保護を適用するか否かの疑義を生じたときには、生活保護制度の指導、援助を担う広島県や厚生労働省と協議して行っていく方法しか、今のところはないのかなと思っております。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 先ほども申しましたが、要は超法規的措置なんですよ。これについては、ちょっと町長にもお聞きしたいと思うんですけども、これをよしとされますか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 閑田議員のご質問にお答えします。

先ほど課長が言った人道上というところの部分がどうしても避けて通れないというようなどころがあって、それを放置したままでいいかという、逆に極端なことを考えると、それを地域住民から見てもやっぱりそういうことまでといたら、本音のところでは今話をしますけれども、何とか力になってあげたいというのが地方公共団体としてのおさとしての気持ちではあります。ただ、それが法律違反という形になった場合どうかというところはあるんですけども、その違反を、先ほど課長が言いましたように、状況で指導いただいているところの相談を受けるしかないような気がしております。ただ、人道上というところは避けて通れないというふうに、要するに地域をあずかるおさとして、そういう人までほっておけないという気持ちはございます。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 行政の長としてということでありますと、本来、その人道上という錦の御旗よりも、法治、法による支配といったものを尊重すべきであろうと思うんですよ、私は。その上で、どうしてもその人道上必要な措置、これ、だからやめろという、すぐやめろという話ではないんですよ。本来であれば、国がきちっと責任を持って法改正をしろと、これを国にどんどん訴えかけていかなければいけない話だと思うんです。

そこをしっかりとやっていただきたいと思うんですけど。課長、まず担当課長としてこれを例えば県や国のほうに向けて発信していくようなつもりはありますか。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（川野義彦君） おっしゃるとおり、この措置は、一地方公共団体の職員が言うのもあれですが、国はあまりにも勝手過ぎる判断だと思います。やはり生活保護法が外国人を適用していないのであれば、法をつくって、外国人を適用する法をつくるべきだと思います。今回、閑田議員のこの質問を受けて、私もいろいろな資料をお配りしましたが、やっぱり有識者は必ず国は自分の仕事をしていない、これはやっぱり立法をして対応するべきだというふうに書いている書物もたくさんあります。また、最近では、外国人の生活保護を認めた局長通知は、政府が2022年ですが、現在のところ、これを正すことではない。当分の間というのは、具体的に特定の期間を想定しているものではなくて、現在においても生活困窮をする外国人がいるので、通知を見直す状況はないという考えを示していることも、今回、この質問を回答するに当たって私どもも承知することができましたので、これについてはどういった方策で国のほうへすればいいのか、そういった機会があれば、国のほうに必ずこういった外国人の方にも法に基づいた措置をするようお願いをしていきたいと思っております。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） ありがとうございます。

そうなんです。その2022年のその国会答弁の中で実際にそういう言葉が発言されています。当面の間という文言が、さらに、まださらに当面の間で、じゃあ、いつまでなのかといったら、それは具体的に言うことはないというような答弁まで出る。非常に無責任ですよ。この無責任な国の方針というもので、我が町も法を犯しているわけです。このことについては、町長、どのように思います。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 要するに、行政機関が法に従わないということは、憲法上あり得ない話です。ですから、それはおっしゃられるとおりでと思います。私ができることとしたら、今、町村会でいろいろ首長が集まって会議をして、国に対して要望をまとめております。それを広島県として、まずどう考えるかというのを、まず私なりに町長会として考えて、合意が取れたらそれを全国の町村会に上げていくという形が取れると思いますので、まずはそういう形で、国と要するに1対多ではなくて、やっぱり組織、地方公共団体

のおさとしてという対応は、それができると思いますので、この部分については私なりにちょっと相談をかけてみたいと思います。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 憲法上、法を無視することはあり得ないという、今答弁をいただきました。ただ、事実上無視しているわけですね。いや、そのほっとけないのところがですね。

要は、じゃあ、その人道上、問題があれば、人道上、問題があるから、じゃあ、法を改正しよう、例えば憲法を改正しようという動きになるのであれば、それは正当なやり方だと思います。ただ、人道上、問題があるから、法を無視してもいいという、それは絶対にあっちゃあならないと思うんです。

ただ、実際に困っている人もあって、その中で今までずっと積み重ねてきた施策でもあります。それを殊さらに今すぐやめろと言うつもりもないです、今正直ね。ただ、憲法の話が出ましたので、ちょっと憲法、前文の部分に触れてみたいんですけども。これ前文、途中からですけども、「ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。」、これ憲法の中でも外国人のことは一切出てないんです。要は、この通達そのものが憲法違反でもあるわけです。昭和29年の局長通達というものです。これをしっかり念頭に置いて、今後どのような動き方をするのか。

これは担当である課の課長、福祉課の中でも当然そうなんですけども、町長、頻繁に東京のほうにもいろいろ行かれてたと思います。これを一自治体として、これはちゃんと法律を守らせてくれということを法律、憲法を守れるようにしっかり、国が憲法違反をやっでどうするんだということをしっかり訴えてもらいたいと思います。それについて、町長、ちょっとよろしくお願いします。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） どういう機会を使ってというのは、それぞれでいろんな機会が出てきます。その中で、これを私も一からもう一度勉強をさせてください。それによって、中でどういう言い方をするかというのは預け置いていただいたら、対応はできると思います。ただ、それがすぐ国が動けるか、生活保護でそれを外国人をとというようなことの、自

分としたら法でできないなら、法でというよりもボランティアの形の方々に何とかしていくような事業とかというのを考えるしかないなというふうに思って、ほっておきませんという言い方をしたわけです。だから、法の中で動いてどうこうという感じでは僕も思っていないというところは理解していただきたいと思います。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） いずれにしても、この問題に関しましては、法律違反どころか、憲法違反の事案でもありまして、このことをしっかり念頭に置いて今後の行政運営に当たっていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（信谷俊樹君） これで閑田大祐議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

13日、明日9時から開会いたします。

午後3時45分 散会